

ILO広報誌

ワールド・オブ・

ワーク

2004

創刊号

公正なグローバル化に向けて

グローバル化の
社会的側面に関する
世界委員会



ILO駐日事務所

国際女性の日

(World of Work 2004年3月発行第50号より)



F ILO/M Crozet

ノーベル平和賞受賞者のシリン・エバディ(左)と国際戦争犯罪法廷のカルラ・デル・ポンテ検察官(右)。2004年3月8日の国際女性の日でジュネーブのILOで。

女性が多く権利を手にする以前から、少なくとも女性の日というものがあった。国レベルの女性の日として最も古い記録は、1909年の米国に遡る。その翌年、コペンハーゲンで会合を開いた社会主義インターナショナルが、「女性の権利を求める運動をたたえ、普通選挙の達成を支えるため」に、「女性の日」を設立した^(注1)。翌1911年、初めての「国際女性の日」がヨーロッパ全域で祝われ、仕事への権利、職業訓練、差別の廃止を要求する取り組みが行われた。

この1911年の行事の席では、数々の情熱的な発言が主催者たちから聞かれた。そのひとり、アレクサンドラ・コロantaiはこの日について次のように述べている。「期待をはるかに上回りました。ドイツとオーストリアは(中略)沸き立ち震え立つ女性の海と化していました。いたるところで、小さな町や村でさえも、会合が開かれていました。どこの会場も満席で、(男性の)労働者には、出席をお断りしなければならないほどでした。男性たちは珍しく子どもたちと留守番し、専業主婦である奥さんたちが会合に出かけて行ったのです。」^(注2)

1917年、コロantaiとドイツの社会主義

者クララ・ツェトキンの2人は、第1次大戦後のサンクトペテルブルグで3月8日にロシアの女性たちによって催された初めての「国際女性の日」に参加した。新しいソビエト政権の閣僚となったコロantaiは、3月8日を「英雄的な女性労働者」を祝うための公式な祝日にするよう、レーニンを説き伏せたのだった。ついにこの日は定着して世界中で行進が行われるようになり、1977年の国連総会決議は、加盟国に「女性の権利と国際平和のための国連デーとして宣言すること」を呼びかけた^(注3)。

今日では、「国際女性の日」を祝う行事、行進などの催しが、世界中の何百もの場所で行われている。ILOでは、1999年にファン・ソマビア事務局長が、ILO事務局長として初めて理事会の「国際女性の日」に関する特別会合で演説し、ILOがジェンダー問題に関して「ペースを速める」ことを約束して^(注4)、「国際女性の日」をILOの年間予定に組み入れて以来、この日を次第に大きく祝うようになってきた。このとき以来、自らの人権を求めて行進する女性たちの声は、多くの男性にも支えられ、ILOでも次第に大きくなってきている。

(注1) 国連広報局、1997年1月、DPI/1878

(注2) *A history of International Women's Day*(国際女性の日歴史)、Joyce Stevens著、<http://www.isis.aust.com>

(注3) 第32回国連総会第105本会議、国連総会決議32/142、1977年12月16日、p.158

(注4) ILO新事務局長、ジェンダー問題のより強力な推進を約束、1999年3月8日付新聞発表ILO/99/5参照

ワールドオブ
ワーク

『ワールド・オブ・ワーク(仕事の世界)』誌は、ジュネーブのILO本部コミュニケーション局より年4回発行されている広報誌。英語版のほかに、アラビア語、中国語、チェコ語、デンマーク語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ヒンディー語、ハンガリー語、ノルウェー語、ロシア語、スロバキア語、スペイン語、スウェーデン語の各国語版がある。英語版の記事の一部を和訳収録した日本語版は、ILO駐日事務所より年2回発行される。

本号は、『ワールド・オブ・ワーク』誌英語版の第48号(2003年9月発行)、第49号(2003年12月発行)、第50号(2004年3月発行)掲載記事の一部を和訳収録したものに、日本関係情報を盛り込んだものである。

本誌は国際労働機関(ILO)の公式文書ではなく、表明された意見は必ずしもILOの見解を反映するものではない。本書中に用いられる呼称は、いかなる国、地域、領域、その当局者の法的状態、またはその境界の決定に関するILO側のいかなる見解をも示すものではない。

企業名、商品名および製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、特定の企業、商品または製造過程への言及がなされないことはILOの不支持を表すものではない。

本文および写真(フォト・エージェンシーのものを除く)は、出典明記のうえ、自由に転載できます(掲載誌を下記宛お送りください)。

発行: ILO駐日事務所

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5-53-70

UNハウス(国連大学本部ビル)8階

TEL: 03-5467-2701

FAX: 03-5467-2700

<http://www.ilo.org>

編集: ワーカーズコープアスラン

印刷: 株式会社ヨグラフィック

ILOが目標としている世界に到達するために、私たちが何を考え、どう行動しているか、できるだけ多くの方々に理解していただくことは、とても大事です。理解からさらに進んで、ともに歩むことが私たちの願いといえますが。

ジュネーブに本部を置き、世界的に「ディーセント・ワーク（人間らしい仕事といえましょうか）」実現のため活動している私たちの姿を実際に目にする方は、時間的、空間的制約もあって、残念ながらそれほど多くはないでしょう。そこで、このたび駐日事務所では、2004年から、英語等で本部が年4回発行している『World of Work（仕事の世界）』を年2回「ワールド・オブ・ワーク」と題して日本語でも（日本関連記事も多少加えて）発行することにいたしました。これによって、ILOが世界各地で多くの人々が抱えているさまざまな問題と向かい合い、取り組んでいることをおわかりいただけることと存じます。そして、皆さまのご意見も賜りたいと思っています。もちろん広報活動にはニュースのような速報性を求めるものもたくさんあります。「速報性」のものについては、今までどおりメールマガジンやウェブサイトを充実・強化していきたいと考えております。したがって『ワールド・オブ・ワーク』は多少読み物としてお読みいただけるよう工

夫がしてあります。

仕事は私たちの生活にとってなくてはならないものです。「仕事」の世界には、人権や健康などさまざまな問題がかかっています。例えば、今ILOの最大の開発協力事業、子どもの人権を守る児童労働の撤廃は、開発途上国84カ国で実施し、ほとんどのドナーが支援しています。児童労働の一形態である子どもたちの人身売買は、日本でも先日、日本人の子どもが被害に遭い、児童買春法に基づいて検挙される例が出ています。極端なケースですが、日本で実際に起きたILO条約にも関係する事件です。

グローバル化と情報通信技術の発達で、世界はますます緊密になってきています。一方で、個人のエンパワーメント、組織の能力向上がますます求められる時代でもあります。「情報」は力です。そのためにも広報事業を充実していきたいと考えていますので、どうぞよろしく申し上げます。



堀内光子ILO駐日代表

創刊記念特別インタビュー

坂口力厚生労働大臣に聞く	4
--------------------	---

特集報告

グローバル化の社会的側面に関する世界委員会： グローバル化は変わることができるし、変わらねばならない	8
貧困からの脱却：雇用創出をめざして	14
アフリカ開発のためのディーセント・ワーク：明るい兆し	18

一般記事

増加を続ける移住労働者に新しい条約	25
職場のアスベスト：やっかいな遺産	28

最近の動き

第10回アフリカ地域会議：仕事を政策の中心に	30
仕事の世界を題材にしたILOの楽しいデジタル新教材	31
2004年国際女性の日：ILOの報告書最新版、「ガラスの天井」の根強い存在を指摘	32
統計会議：新たな決議を採択、ディーセント・ワークの測定を討議	33
サービス業における職場内暴力に対処するILO新規準	34
インド、米国、ILOが危険な児童労働反対で協力	35
ILO駐日事務所：最近の活動ハイライト	36
書籍紹介	38

国際労働機関（ILO）：創立1919年。加盟国（現在177カ国）の政府、使用者、労働者の共同行動を通じて、世界中の社会保護、生活・労働条件の向上を図っている。ジュネーブにある国際労働事務局はILOの常設事務局。駐日事務所を含み、40以上の地域・国別事務所がある。

創刊記念特別インタビュー 坂口厚生労働大臣に聞く

インタビュアー：ILO駐日代表 堀内 光子

堀内：このたびILO駐日事務所として、日本語版ILO広報誌『ワールド・オブ・ワーク（仕事の世界）』をつくることになりました。そこで、創刊号を大臣のお話で飾らせていただきたいと思います。

大臣はお医者様という職業でおられるので、大変お若い頃から人のために何かをという志をお持ちだったのではないかと考えています。ILOは直接的には労働行政に関わる仕事が多いのですが、社会保険のような旧厚生省が扱う問題や中小企業育成など仕事に関わる幅広い問題を扱っています。人を対象にした行政というのは大臣の若いときの人生の目標や、お気持ちの中に入っていたのではないかと思います。非常に抽象的なことから始まって恐縮ですが、働く人々とか、仕事に関係して大臣のお気持ちというか、今の考えをお話しいただけたらありがたいと思います。

健康と安全を度外視した 国際化や競争はいけない

坂口：大学を卒業してからいろいろとやってきましたが、私と労働行政とのかかわりは非常に大きいです。働く人たちの健康管理の問題にずっとかかわってきました。企業の中で働く人たちのさまざまな相談を受けましたし、高温の職場や騒音のある職場のようなところで働く人にとってのマイナス面をいかにして少なくしていくかということもやりましたし、それにかかわる研究もしてきました。私の研究論文は騒音の、つまりノイズが脳代謝に及ぼす影響についてのものです。労働行政とのかかわりあいは、非常に大きかったと思っています。

いずれにしても、健康と安全というのは人間にとって最もベーシックなものだと私は思います。健康と安全があって、初めて人間というのは生きられるし、生活もできるし、働くこともできるのですから、この2つを踏まえていかなければいけません。グローバル化も大事かもしれませんが、競争原理も決して否定しませんが、やはり健康と安全を度外視した国際化や競争ではいけない。最低限その2つだけは踏まえたうえで、すべてのことが成り立っていかないといけないと私は若いときから考えています。政治や行政の世界も同じだと思いますが、この2つをどう守っていくか、これを守るようなシステムをどうつくっていくかといったことが一番基本ではないかと考えてきましたし、今もその考えに変わりはありません。そうしたことを中心にしないと、良い社会は生まれてこないと思います。



堀内：そうですね。大臣がおっしゃる健康と安全は、日本のような先進国で、非常に長寿になった社会においても、結局人生の最後まで元気で生きられるかということが重要です。世界的に仕事をしていると、乳児死亡率は今でも開発途上国では非常に深刻な問題ですし、新しい問題ではHIV/エイズがとくにアフリカで、今後アジアでも大変な問題になってきます。健康は、人間が生きていくうえで、基本的な問題だというのは、本当にそのとおりだと思います。

坂口：労働も、健康を考えて組み立てていけないといけない。それを無視した労働環境はだめだと思います。

仕事に喜びを持たせることは経営上大切なこと

坂口：働く環境は以前を思うと、労働行政がしっかり取り組んできたこともあり、最近はかなりよくなっていると思います。私の若い頃は、例えばトリクロルエチレンなどの物質を使って作業をしているところがたくさんあって、その人にどれほど貧血などの影響があろうとお構いなしでした。今はそんなことはなくなってきましたし、かなり行き届いてきていると思います。そして心の問題としては、最近とくに少子化で、お互いに切磋琢磨して生きることがない環境で育った人たちが増えている。一方企業においては、効率化のためにああしろ、こうしろといったことが先行すると、もともと生きていくうえでそうした厳しさを経験したことのない人が労働の世界に出てきていきなり厳しい環境に直面することになりますから、非常に心を病む人たちが多くなっています。だからいかにして喜びを持って働いてもらうか、そこを経営者というのは考えないといけないと思います。

堀内：ILOがディーセント・ワーク（まともな仕事、人間らしい仕事）という目標の実現を世界に訴えていますのは、仕事というのは人々の生きがいとか、まさに大臣のおっしゃる喜びが見いだせるようなものになるべきだということが基本にあります。

坂口：そうです、そこが一番大事だと思います。喜びを持たずにただ押しつけられると、やはり参ってしまう。もちろん労働時間は守らなくては行けないし、時間外があれば時間外手当も出さなく



てはいけません。けれど多少労働時間が延長しても、喜びを持って仕事をしていたらその人たちはそんなに疲れるとは言いませんよ。でも無理無理、嫌々仕事をしていると、わずかな時間外労働でも疲れてしまうし不満も出てくるのです。だから、企業側の人たちはもう少し配慮をして、喜びを持って仕事をしてもらおうようにしないと行けないと思います。

堀内：それは経営者の態度についてでしょうか、それとも何かそのような問題に対応する政策みたいなものをお考えなのでしょうか？

坂口：ひとつには経営者の姿勢です。つまり、経営者がそういう姿勢で人を使っているのかということです。若干質は違いますが、女性を多く雇用して経済的な収益や効果を上げている企業があるのは、やはり女性にやりがいを持ちつつ仕事をもらっていることによるものと思います。やりがいを感じてもらうことは、経営上大切なことです。行政としても、そういう経営者を評価することは重要であるし、逆に配慮不足のところに対しては、労働時間や職場環境といった物理的な面だけでなく、働く人に対する温かみを持たなくては行けないということを言っていかななくては行けないと考えています。

堀内：大臣のおっしゃることがまさに、ILOが目標としているディーセント・ワークの真髄なのです。人間は機械ではありませんから、生きており、感情を持っています。そういう人たちがいかにやる気というか、モチベーションを持ち、貴重な

>>

>> メンバーの一員だという自覚を持てるかということ、それは大きな課題で、経済効率重視になってしまっているグローバル化におけるひとつの課題だと思っています。経済社会は、最終的に人間が暮らしやすくなるためにあるはずなのに、実はその人間が効率化の対象になってしまっていて、必ずしもまともな生活ができていないわけではない。

さらにいえば、私たちが深刻だと考えているのは格差の問題でして、わが国の国内格差も大きくなっていると経済産業省が言っていますが、世界的な格差はさらに大きくなっています。最も豊かな国々に住む世界人口の5分の1と最も貧しい国々の5分の1の人々の所得の格差は、1950年の35対1から、1992年の72対1、1997年の74対1と大幅に拡大しています。

人づくりが格差をなくす スタートになる

坂口：やはりグローバル化は、格差をなくしていくことが一番大事であるし、その方向を向いたものでなければならぬと思います。自由競争や効率化も結構だと思いますが、それだけを進めていくと格差は大きくなる一方です。ですから何をスタンダード、つまり基準にするかだと思いますが、アメリカンスタンダードだけが世界のスタンダードではないと思いますよ。それは格差を大きくしていくだけではないかと思えますね。



力の労働時間のほうが長いんですね。

坂口：格差をなくすためにはどのような方法があり、何を基準にしていくのかということだと思います。少し長い目で見ると、私は教育の格差がすべての根源ではないかという気がします。教育の格差をなくすことが、10年とか20年と時間はかかりますが、格差をなくしていくスタートになる気

がします。しかしそれには時間がかかります。非常に遅れた地域に教育の手をさし伸べてもその子どもたちが大きくなるまでには日がかかりますから、その間、他の国の教育を身につけた人たちがその国に行き産業のあり方や労働について手ほどきというお手伝いをするのが大事です。

堀内：人づくりのお手伝いですね。

坂口：そう、人づくりのお手伝いです。教育はこれからもしていくとして、もう成人になった人に対して手ほどきのようなものをしながら、そこで一緒に産業をつくり上げ、一緒にモノづくりをするといったことに、どのように手をさし伸べるかではないでしょうか。そこへただお金を出すだけでは、本当にうまく使われるのか心配です。お金も大事ですが、実際に人がそこへ行って、その地域でどうするかをやってあげないと本当に立ち上がってはこない気がします。

堀内：そうですね。システムづくりの面で、支える人間がちゃんといることが大きいと思います。日本の明治時代も、非常に高額で外国人を雇ってまで人を養成したのですから、人づくりのお手伝いは、私は日本にとって重要な課題だと思います。

国際機関相互の協調が 大事になっていく

坂口：それからILOの話になりますが、ILOの範囲の中でやっておられることは十分と思っていますし、その果たす役割というのは非常に大きいと思うのです。ただILOがいかに注意をしても格差が大きくなって、生活水準や教育水準が低いという現実があり、なかなか勧告したとおりにならない地域が存在するわけです。その場合に、ILOが他の国際機関とどう協調するかが、私はやはり問題になると思います。ILOの範囲の中だけでいかんやっていたとしても、今言った格差のようなものがなかなか是正されない。健康の問題ですとWHOもありますし、国連の中でもいろいろあると思います。他の国際機関との協調の中で格差を是正し、ILOの仕事や理念が世界に広がるようにするにはどうしていけばよいか問われるのだらうと思います。多分やっていたらいいとは思いますが、グローバル化の中の格差をなくしていくためには、他の機関と協調していくことがより大事になっていくという点だけは間違いがないように思います。

堀内：大臣がおっしゃられたことは、グローバル化の社会的側面に関する世界委員会　タンザニアとフィンランドの両大統領が議長をして、世界のオピニオン・リーダーが委員として参加しました　の最終報告でも強調されています。日本から委員として東芝の西室会長が参加されています。それから、もちろんグローバル化対応への重要な第一歩は国内問題です。国内のガバナンスができなくてグローバル・ガバナンスはできないというスタンスではありますが、グローバル・ガバナンスの中で重要な国際機関の役割に言及するとともに、国際機関相互のパートナーシップを強調しています。それぞれの国際機関にはそれぞれの利点なり、限界があるので、複雑多岐にわたる問題にうまく対応するには、パートナーシップが必要だというのが基本的なスタンスです。そして基本的に私たちが強調しているのは、経済原則が重視されすぎていて、したがって経済的な問題を扱っている世界銀行とか、国際通貨基金（IMF）とか、世界貿易機関（WTO）とかがかなり大きなグローバル・ガバナンスの役割を果たしているの、もう少しそこと社会問題を扱っている機関とが協力していくべきではないかということです。

坂口：国内でいえば経済産業省と厚生労働省がどう協調するのかというのと一緒で、それぞれ立場がありますから、どうしても、ちょっと違うんじゃないのと言いたい場面も出てくるわけです。しかし厚生労働省の立場にしても、ILOにしても、WHOにしても、言い続けなければいけないと思いますし、そこができないとやはり前へ進まない気がします。

堀内：最後にぜひ、ILOに期待する、あるいは、こうあったほうがよいということがありましたら、お聞かせいただくと大変ありがたいのですが。

ILOの声は労働を超えた問題に対しても大きく発していただきたい

坂口：立派なILOに敬意こそ表すれ、ああしてほしい、こうしてほしいなんてことは申し上げられませんが、ILOはILOの中だけの問題ではなく他の国際機関との間でさまざまな問題をどう協調して解決していくかが、これから非常に大きな問題になってくると思います。今お話がありましたように、WTOとかその他の機関も含めて、自由競

争をよりグローバル化していこうという流れと、その中で健康や安全をより大事にして生活の質を上げていこうという考え方をどう調整するかということになってきますね。ILOには今まで以上に、その範囲の中のことについて声を大きくしていただくのはもとよりですが、その範囲を超えた問題に対しても声を大きくしていただきたいというのが、お願いといえばお願いでしょうか。

堀内：大変な励ましのお言葉をいただきまして、本当にありがとうございます。社会問題というのはものすごく範囲が広く、ILOが扱っているのは仕事と人権が根底にある労働・仕事にかかわる問題です。すなわち、人が人としての尊厳と自由を持ち、そして平等に扱われる、仕事の世界、自らの生活を生きていくというところにかかわっている機関です。先ほどのグローバル化の社会的側面に関する世界委員会ですが、ILOから独立した委員会で、ILOが扱っている問題を超えて扱っています。その意味では、委員会をつくられたILOの理事会のメンバーの方々のお気持ちは、大臣の今のお気持ちとご一緒なのではないかと思えます。

坂口：ILOの中で仕事をしている皆さん方も、この中だけでいかに声を大きくしても届かないところがあるという、ある種の不満や気持ちを持っているのではないかと思



ます。ですから、あらゆる分野に基本的人権を中心にしたILOの考え方をいかに発していただくか、他の国際機関の中にその考え方をどうインプットしていただくかということが、やはり今後の課題として大事になるのではないかと思えます。

堀内：大臣、本当にありがとうございました。公正・公平な社会づくりの基礎である人と仕事についての真摯なお考えをお聞かせいただき、ありがとうございます。大臣のような素晴らしい政治家の方に引き続きILOへのご援助、ご支援とご協力を賜れば大変ありがたく思います。どうぞ今後ともよろしく願い申し上げます。

グローバル化の社会的側面に関する世界委員会

グローバル化は変わることができるし、**変わらねばならない**！

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

© ILO/P. Deloche

グローバル化は、人々や国々間でその恩恵が公平に分配されるように軌道を修正できるのだろうか？ グローバル化の社会的側面に関する世界委員会がILOに提出した報告書は「グローバル化は変わることができるし、変わらねばならない」と訴える。公正で包括的なグローバル化を築くことを世界の優先課題としなければならない。

【ジュネーブ】グローバル化の社会的側面に関する世界委員会は、『公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す』^(注1)をまとめた。この委員会はILOが設置したもので、フィンランドのタルヤ・ハロネン大統領とタンザニアのベンジャミン・ウィリアム・ムカパ大統領が共同議長を務めた。

報告書は、グローバル化が「よい方向に働く潜在性はきわめて大きく」、グローバル化により「多くの恩恵がもたらされ始め...開かれた社会と経済の推進を通じて、モノ、アイデア、知識の自由な交流がうながされた...」ことを認めている。

しかしながら、「今日のグローバル経済のあり方には、倫理的に受け入れ難く、政治的に持続不可能な根深い不均衡が存続している。それは、経済、社会、政治形態の間の根幹的な不均衡に起因する」とも指摘している。「ディーセント・ワークと子どもたちの明るい未来という、ごく単純で、しかしもっともな要求にグローバル化は応えていない、と多くの人々が感じている。」

「グローバル化の今後の進路について、ますます懸念が広がっている。」「グローバル化の恩恵は多くの人々にとって手の届かないところにあり、他方でリスクは限りなく現実的である。汚職が蔓延し、開かれた社会は国境なきテロに脅かされ、自由市場の未来はますます疑問視されるようになっている。グローバル・ガバナンスは危機に瀕している。我々は決定的な岐路に立たされており、現在の政策や制度を早急に見直す必要に迫られている。」

委員会の設置を提唱したILOのファン・ソマビア事務局長は、これは、グローバル化の社会的側面と体系的に向き合おうとする初の試みであると述べている。委員会の目的は、現在「平行線をたどっている」議論の焦点について、共通の理解を探り提案を行うことである。「委員会のメッセージは明確で、良識的かつ希望に満ちている。グローバル化を公正で包括的なものにするのは容易でないが実現可能であり、全世界にとって差し迫った優先課題である」と事務局長は言う。

事務局長によれば、「今日のグローバル化を特徴づける多様なアクターと争点を幅広く代表する26名の委員会メンバー(ノーベル経済学賞受賞者、政治家、国会議員、社会学や経済学の専門家、ビジネス、多国籍企業、労働組合、学术界、市民社会の代表を含む)が、グローバル化の影響を分析し、その不均衡を是正するために一連の提言を行うという課題に取り組んだ。」^(注2) 報告書は「ありもしない万能で単純な解決法を提供するものではないが、少なくとも人々の抱える懸念と願望、そしてグローバル化の潜在力を活かす方法に焦点を当てることで、現在の膠着状態を打破しようとするものである。」

公正で包括的なグローバル化を達成するための処方箋として、委員会は、国および国際レベルの両方でガバナンスと説明責任の向上をめざす、広範な領域にわたる次のような対策を提言した。あらゆる利害、権利、責任を考慮した国際貿易、投資、金融、移住の公正なルール；グローバル経済において中核的労働基準と最低限の社会保護を推進する措置；能力向上とミレニアム開発目標の達成のために国際的な資源を活用する新たな取り組み。委員会はまた、公正なグローバル化の実現は、すべての国におけるより良いガバナンスにかかっていると指摘し、グローバル化がもたらす機会に効果的に参加できるよう人々をエンパワーする政策について、国、地方、国をこえた地域レベルでの優先課題を描き出している。

さらに、「すべての人がディーセント・ワークに就くことをグローバルな目標とし、国レベルと国際レベルでの補完的な政策を通じて実現をめざす。これは、すべての国における主要な政治的要求に応えるものだ」としている。各国で雇用創出の拡大を求める声に応えることができれば、国内の社会的緊張と国家間の経済摩擦を緩和する一助となる。報告書は「高水準の有効需要を維持するために各国が公平な責任を果たすなど、世界の持続可能な成長と完全雇用に向けたバランスのよい戦略を成功させるマクロ経済政策を今まで以上に協調して実施する」ことを求めている。

また、雇用などの社会目標がグローバルレベルで優先課題とされない理由のひとつとして、異なる使命を担った国際機関が十分な協力のもとに活動していないことをあげ、関係する国際機関が「政策統一イニシアチブ」を立ち上げ、公正で包括的なグローバル化の実現に向けたバランスのとれた政策を形成するよう提唱している。その目的は、特定の問題について、経済、社会、環境面で

(注1) 公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す。グローバル化の社会的側面に関する世界委員会、国際労働事務局、ジュネーブ、2004年、ISBN92-2-115426-2 (日本語版は、ISBN92-2-815426-8)、www.ilo.org/wcsdsg参照。

(注2) 世界委員会は、報告書に独立した全責任を負っている。その委員は、個人の立場で参加しており、2人の共同議長：タルヤ・ハロネン、ベンジャミン・ウィリアム・ムカバ両大統領と19人の委員：ジュリアーノ・アマト、ルス・カルドーゾ、ヘバ・ハンドウサ、エベリン・ヘルフケンス、アン・マクラフリン・コロゴス、ル・マイ、パレンティナ・マトビエンコ、ディーバク・ナヤール、西室泰三、フランソワ・ペリゴ、スリン・ピツワン、フリオ・マリア・サンギネッティ、エルナンド・デ・ソト、ジョゼフ・スティグリッツ、ジョン・スウィーニー、ビクトリア・タウリ=コルプス、アミナタ・バラオレ、ズエリンジマ・バビ、エルンスト・ウルリッヒ・フォン・ワイツゼッカー、そして5人の職責による委員：ビル・プレット、エイ・ヨンチュン、ダニエル・フネス・デ・リオハ、ファン・ソマビア、アレン・ルドビクトにより構成された。
www.ilo.org/wcsdsg参照。



© ILO/M.Crozet

グローバル化の社会的側面に関する世界委員会。左から右へ、タンザニア連邦共和国大統領ベンジャミン・ウィリアム・ムカバ、フィンランド共和国大統領タルヤ・ハロネン、ILO事務局長ファン・ソマビア。2004年2月24日。ロンドン。

>>

P AFP



チュニジアの
コールセンター

のバランスに配慮した統合的な政策提案を段階的に展開していくことである。最初のイニシアチブでは、世界的な成長、投資、雇用創出の問題を取り上げ、関係する国連機関、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）、ILOが参加する。その他のイニシアチブの優先分野には、ジェンダー平等、女性のエンパワメント、教育、保健、食糧の安全保障、人々の居住問題などがある。

委員会の共同議長を務めるハロネン、ムカパ両大統領は、「よりよいグローバル化は、21世紀に世界中の人々がよりよい安定した暮らしを送るうえで重要である。私たちの主張は、今のグローバル化の道筋を変えるための批判的だが建設的なメッセージだ。グローバル化の行方にさまざまな声が影響力をもつことで、より多くの人々がグローバル化の恩恵を享受し、国内外でよりよく分配することができる。資源と手段は手中にある。

>> 我々の提言は野心的だが、実現可能である。我々はより良い世界は可能だと確信している」と述べた。

異なる意見、集約される声

委員会はその審議を通じて広範なデータを検証し、「現在のグローバル化のプロセスは、国の内外で不均衡な結果を生み出している。富は生み出されているが、その恩恵を受けられない国や人があまりにも多い」との結論をまとめた。グローバル化の恩恵を拡大する戦略には仕事と雇用が欠かせないことを指摘し、全世界で失業が史上最多の1億8500万人以上に達している事実を強調した。「インフォーマル経済」が拡大し続けていることも指摘している。

この2年間に世界各国で対話を行い多種多様な人々の意見に耳を傾けたうえで、結論と勧告がまとめられた。20カ国以上で26回開催された「対話」のなかで、委員会は事実を確認するだけでなく、多様に異なり、批判的な意見の討論を奨励した。ビジネス、労働界、市民団体が、それぞれの見解を述べるための特別な対話の機会も設けられた。

「対話ではさまざまな意見が出たが、一見異なる意見に実は多くの共通点があった」と委員会は

指摘する。雇用に関する不安や懸念もそのひとつであり、フィリピンの参加者の言葉を借りれば「子どもの靴がいくら安くなっても、その一方で父親が仕事を失うようなグローバル化では意味がない」のであり、また別の参加者が言う「家族や学校などのような伝統的な制度」を脅かすものへの恐れや、強者に味方するような不正なルールに対する懸念も指摘された。また、実効性のある国家の必要性を表明する声もあった。

「自分たちにはコントロールすることができない、変化への対応力がきわめて弱い世の中に暮らしているという感が強まっている」、つまり「一般の人々、国々、地域全体に脆弱感が広がっている」とコスタリカの参加者。エジプトの参加者は、「浜辺で眠っていて大波に襲われたようなもの」とグローバル化の勢いを表現した。

移民問題も、送出国、受入国双方にとってますます深刻な問題となっている。「頭脳流出」による国力低下はもとより、貧しい移民（出身地域を問わない）とくに女性が、移住先の国で非合法的な経済活動に押しやられるケースも多いことが指摘された。

世界のあらゆる地域で、地域統合こそがより公正で包括的なグローバル化への道筋とされ、グローバル化の課題に対応する最善の手段として国連を支持する声が多く聞かれた。

委員会によれば、対話参加者の大半が解決策はあると考えており、その多くがすでに積極的に解決策を模索し、あるいは実行していた。グローバル化の現行モデルにいかなるマイナス面があるとしても、グローバル化は現実であり、これに対処していくには政策の優先順位を調整することが必要であるという認識では皆が一致していた。

「外の世界は我々を必要としていないが、我々には外の世界が必要だ。」これは、タンザニアでの対話に参加した人の言葉である。また、ポーランドでの参加者は「グローバル化が川ならば、我々は発電のためのダムを建設しなければならない」と述べた。

グローバル化への取り組みは まず国内から

報告書は、公正なグローバル化には、国内および国際レベルでのガバナンスの向上が必要だとしている。どのような発展段階の国でも、実施する

政策や行動に対し、公共・民間それぞれのアクターが民主的に説明責任を果たさなければならない。「良きガバナンスを占有している国はない」と報告書は指摘する。

まず必要なのは、各国が国内政策を策定する際に、他の国のニーズや利害を尊重することである。とくに国際機関において大きな決定権を有する国々は、あらゆる利害を検討し、国際的なコミットメントを果たす特別な責任があることを報告書は強調している。

各国内では、民主主義、社会的公平、人権、法の支配の基本的原則が尊重されて初めてグローバル化の恩恵が多くの人々にいきわたり、マイナスの影響もおさえられる。同様に、正常に機能する市場経済において、さまざまな機会を生み出し、企業活動を促進する健全な制度も必要である。

さらに報告書は、人々や企業の能力を高め、十分な社会保護を提供し、社会・経済の主要目標を達成するために、グローバル経済への統合プロセスを管理する実効性のある国家の必要性を訴えている。そのためには統合的なアプローチが必要であり、経済・社会政策当局が効果的に協力しなければならない。対話を促進するしっかりした制度はもとより、使用者、労働者を代表する団体、精力的に活動する市民団体などを中心とした広範な利害関係者の参加が不可欠である。

大規模なインフォーマル経済を経済活動の主流に取り込まなければ、グローバル化の恩恵がすべての人々にいきわたらないため、財産権と労働者の権利を確立・尊重し、生産性と市場へのアクセスを高めることが必要であると、報告書は強調している。

「私たちの思い描くグローバル化のビジョンは、地方レベルを主体にしたものである。」報告書がとくに力説するのは、地方の政策（意見、文化、アイデンティティに関する権利を守ることなど）と、地方の要望や優先課題を尊重しながらグローバル経済のなかで自立できる地方の生産能力を確

立することである。また、ほとんどの人にとっては仕事や雇用がどうなるかにより、グローバル化が恩恵となるか苦難となるかが決定づけられることから、雇用とディーセント・ワークの推進が欠かせないと指摘し、労働者と使用者双方の利害を認める新たな社会契約を提唱している。

報告書では、各国には政府や社会的アクターのためにさまざまな手段や制度があり、グローバル化のもたらす利得に人々が効果的に参加できるよう道を整え、調整が必要な際には保護や支援を提供することができると指摘している。また、こうした目標を達成しようとする各国の取り組みを、国際機関や富裕国が支援するよう求めている。たとえば、人間の尊厳を保つために最低限必要とされる基本的な物質的その他の要件を確実に保証しようという国際的コミットメント（世界人権宣言にも謳われている）もそのひとつである。貧困の根絶とミレニアム開発目標の達成は、グローバル経済における社会経済的「基盤」構築への第一歩ととらえるべきである。

公正なルール、公平な政策

世界委員会は主な勧告のひとつとして、貿易と金融のグローバル・ルールや政策は、開発途上国の政策的な自律性に余地を与えるものでなければならないとしている。「これは、各途上国の開発段階や特定の状況にうまく適した政策や制度を形成するうえで重要である。農業の育成と工業化を加速し、金融経済の安定を維持しようとする途上国の政策オプションを必要以上に制限する既存のルールは見直す必要がある」としている。

「国際機関やドナー国の政策は、外部からのコンディショナリティーと訣別し、当事国による政策のオーナーシップへと大きく転換すべきである」と報告書は指摘する。「開発において先行した国と同等の能力をもたない国々を優遇するアフーマティブ・アクション（積極的是正措置）が

>>

© ILO/M.Crozet



>> 必要である。」

報告書にはまた、次のように記されている。

多国間貿易システムは、開発途上国が比較優位をもつ商品、とくに繊維や衣料品、農産物などの市場アクセスを制限する不公正な障壁を、実質的に削減すべきである。その際、輸出潜在力を育むための特別かつ異なる取り扱いによって、開発途上国の利益が守られる必要がある。

貿易と資本の流れに関する公正なルールは、人の国際的移動に関する公正なルールで補充される必要がある。人の国際的移動に関する統一かつ透明性の高いルールを提供し、移民と送出国・受入国双方の利益のバランスを保つ多国間枠組みの構築が必要である。

グローバルな生産システムが拡大したことにより、海外直接投資（FDI）と競争に関する新しいルールが必要とされている。すべての利害・権利・責任を考慮し、開発に資するバランスのとれたFDIのための多国間枠組みが必要である。これを実現するためには、一般的に認められた討論の場で交渉が行われなければならない。

漁網を生産する企業。
タンザニア、
ダルエスサラームの
輸出加工区。



F. ILO/M. Crozet

ILOが定めた中核的労働基準はグローバル経済のなかでの労働に関する最小限のグローバル・ルールであり、すべての国で尊重されるべきものである。輸出加工区や、より一般的にグローバルな生産システムのなかで、中核的労働基準を確実に遵守するには、より強力な行動が必要である。関係するすべての国際的組織はこれらの基準を推進し、自らの政策や事業計画に、これらの権利の行使を妨げる側面がないことを確保しなくてはならない。個人と家族に対する最低限の社会保護（離職

者への調整支援を含む）は、グローバル経済における社会経済的「基盤」の一部として議論の余地なく受け入れられる必要がある。ドナー国や金融機関は、開発途上国における社会保護システムの強化に貢献すべきである。国際金融システムは持続可能なグローバル成長をさらに支援すべきである。国際的な金融の流れは大幅に増えたが、システムは不安定で危機に弱く、貧しく資金量の乏しい国々を避けていく。負債問題の解決に向けた効果的で公平なメカニズムをつくり出す取り組みを強化し、債務免除の促進・拡大と債務国・債権国間の責任と負担の公正な割り振りを図るべきである。

重要なグローバル目標、とくにミレニアム開発目標を達成するために、より多くの国際的資源を動員するいっそうの努力が必要とされている。政府開発援助に関する0.7%の数値目標は達成されるべきであり、この目標をこえる新たな資金源を活発に模索し、発掘する必要がある。この目標が過去30年間に達成されていたならば、開発資金としてさらに2兆5000億ドルが利用可能であったはずである。報告書は、政治的権限をもって税制上の措置を調整するグローバルな制度的枠組みがないことを指摘し、租税回避や脱税を減らすさらに強力な措置を要請している。また、グローバル・レベルや国際金融機関などその他の資金調達計画で考えられる新たな財源として、軍事費から開発援助への資金の再配分、民間や任意拠出などの可能性に注目している。

多国間システムの強化： グローバル・ガバナンスの質的改善

「国際的な経済社会政策における改革の実施には、世界各国からの政治的支持と主要なグローバル・アクターのコミットメント、また、グローバルな制度の強化が必要である」と報告書は述べている。「国連の多国間システムは、グローバル・ガバナンスの中核をなし、改革プロセスの先頭に立つのに適切な仕組みを備えている。グローバル化が現在、そして未来に投げかける課題に、国連システムが対処するためには、さらに実効性を増し、とくに民主的な代表制と意思決定、人々への説明責任、政策の整合性などの面でガバナンスの

質を改善しなければならない。」

報告書の主な勧告として、ブレトンウッズ機関や世界貿易機関を含む多国間システムを、意思決定の手続きと外部評価メカニズムにおいて、議会による国際政策の監視を通して、より民主的で人々への説明責任をもったものにするさまざまな方策が含まれているほか、主要な国際機関を統合的に監督するグローバル議会グループも提案されている。

また、各国および国際レベルにおいて、経済政策と社会政策の整合性をさらに高めることの必要性が強調されている。そのためには、各国政府がグローバルな政策をより統合的な視点からながめ、G8や国連経済社会理事会（ECOSOC）などの主要組織において、グローバル化の社会的側面により効果的に取り組むことが必要である。

報告書の重要な提言のひとつに、「政策統一イニシアチブ」があるが、これは、主要な国際機関にグローバルな重要問題に対する共通の統合的アプローチを開発させるものである。このイニシアチブでまず取り上げるべき重要問題は、経済成長、投資、雇用のグローバル戦略である。

報告書では、「グローバルな政策の整合性の問題の根は、国レベルにある」とされている。世界委員会は、国家元首と政府首脳に対し、国際会議の場で各国の代表が経済社会問題に対する統合的な政策アプローチを推進するよう呼びかける。

実現に向けて： 多様な利害関係者を引き込む

世界委員会は、すべてのアクターが普遍的な価値と原則を尊重し、より公正なグローバル化という全体的な目標に貢献する責任を負っていることを強調している。そして、政府、政界、ビジネス、労働界、市民社会のさまざまな人々が、委員会が行った勧告のフォローアップをすることを呼びかけている。委員会は、報告書でなされた提言の多くは、国際レベルでそれを任務とし権限をもつ既存の機関やフォーラムで取り上げるべきだとしている。しかし、問題によっては、利害関係者すべての間で対話とコンセンサスを形成するために新しいフォーラムが必要な場合もある。

したがって報告書では、主要な問題において複数の利害関係者が合意に向けて共同で取り組む一連の「政策形成対話」を提言している。対話を必

要とする重要課題としては、人の国際的移動に関する多国間枠組みの構築；FDIのための開発枠組み（投資家・受け入れ国・本国の権利と責任のバランスを保つもの）；より公正なグローバル化に向けた企業の社会的責任；グローバル化、調整と社会保護；グローバル化の恩恵を拡大するための教育と情報技術スキルにおけるグローバルな能力育成；より包括的なグローバル化に向けた手段としてのジェンダー平等などがある。

委員会はまた、幅広い「グローバル化政策フォーラム」の必要性も訴えている。これは、グローバル化とその社会的影響およびグローバルな経済社会政策の形成に関する世界的な討論に、国際機関その他の重要アクターや関係者を結集するためのもので、このようなフォーラムが実現すれば「グローバル化の現状報告書」の定期的な発行や、政策立案のサポートに必要な幅広い研究とデータ収集の促進も期待できるとしている。

報告書については、ILO理事会が3月に協議し、事務局長が6月の国際労働総会にてILOにおけるフォローアップの提案を行うが、各国元首と政府首脳、国連事務総長、主要国際機関の事務局長、その他の政府間組織やグローバル・コミュニティの国家以外の主要アクターにも提出される。各団体は勧告について討議を行い、それぞれの責任と能力の範囲内で適切なフォローアップ措置を検討することを要請される。

最後に、委員会報告書は共同文書であるため、委員が個別に書くであろう報告書とはかなり異なるものである。しかし、「我々の経験は、変化をもたらす手段としての対話の価値と力を実証した。我々は、自分たちの経験がより広く大きなスケールで展開されることを確信している」とつけ加えている。

「これは野心的ではあるが実現可能で常識的なビジョンである」と2人の共同議長は話す。「選択肢ははっきりしている。我々は今日の世界に存在するグローバル・ガバナンスに欠けているものを正し、説明責任を確保し、国内外で偏りなく公正なグローバル化への道筋を築く整合性のある政策をとることができる。もうひとつの選択肢は、問題を先送りして、不安定、政治的混乱、対立、戦争というさらなる悪循環へ滑り落ちる危険を犯すことである。」

編集者注：この記事は、『ワールド・オブ・ワーク』発行時に書かれたものであり、さらに詳細で広範な報告書のレビューと報告書に対する反応については、次号に掲載する予定です。

貧困からの脱却： 雇用創出をめざして

(World of Work 2003年9月発行第48号より)

フアン・ソマビアILO事務局長は「仕事こそ貧困脱却を図るための最良の手段である」と、2003年6月のILO総会で語り、世界のあらゆる地域にディーセント・ワークをもたらすとのILOの誓いを新たにした。

【ジュネーブ】世界でおよそ30億の人々が1日当たり2米ドル未満で暮らしている。そして、そのうちの10億人（つまり開発途上国の人口の約23%）が、1日1米ドル以下の暮らしを余儀なくされている。

今や、貧困は地球上の多くの地域で悪化する傾向にある。

サハラ砂漠以南のアフリカでは、貧困層は1990年代に25%増え、約5億人に達した。

ラテンアメリカとカリブ海沿岸諸国では、貧困層は同じく1990年代に1億2,100万人から1億3,200万人へと増大し、全体の4分の1が依然として1日当たり2米ドル以下で生活している。中東と北アフリカでは、これと同程度かこれ以下の水準で生活する人々が5,000万人から7,000万人へ、東欧と中央アジアでは3倍増の9,700万人へと増大した。

良いニュースとして、中国その他の東アジア諸国では、1990年代に最低所得層の人々は11億人から約9億人へと減少した。

南アジアでは、貧困層は依然として約11億人で、ほとんど変動は見られない。ただし、人口が増加しているため、貧困層の人口比率は低下している。

明るい兆しはいくつか見受けられるものの、全体的な趨勢としては暗いままである。これら以外にも、事態がいつそう悪化する可能性を示す非常に気がかりな兆候が見られる（16ページ「貧困の指標」参照）

こうした問題の現在の状況と、この問題に取り

組むための最良の方法については、2003年6月に開催されたILO総会のために用意された、ファン・ソマビアILO事務局長の基調報告「貧困からの脱却」^(注1)に解説がある。

ソマビア事務局長は次のように述べている。「我々は仕事こそが貧困脱却のための最良の手段であるとわかっている。しかし、立法によって雇用を創出したり貧困を除去したりすることはできない。貧困の削減は社会全体の協力が求められる長く複雑なプロセスなのである。我々は、貧困に対する一致団結した世界的運動に向けて、各国の政府、使用者、労働者からなる力（つまり、ILOならではの三者体制に代表される世界規模の雇用と仕事の関係者コミュニティ）を活用しなければならない。」

また、どの国でも経済的貧困にはジェンダー不平等が絡んでおり、総じて男性よりも女性に対していっそう深刻な貧困がもたらされている。

ソマビア事務局長は次のように指摘している。「結局のところ、貧困とは貧しい人々のせいで生じるのではない。構造的な欠陥と、時代遅れで効果のない経済・社会システムによって生じるのである。そして、政治的対応のまずさや政策の破綻に加え、国際的支援が不十分なことにより増大する。また、貧困状態を長年にわたって許容し続けることは、人間の基本的価値、国際的な意思喪失を意味する。」

解決策は、事務局長が述べる「ディーセント・ワークの配当」をめざすことである。それによって、国家に対しては均衡のとれたいっそう持続可能な成長がうながされ、人々に対してはよりよい暮らしが促進される。

また、ソマビア事務局長は次のようにも述べている。「ディーセント・ワークの配当には、より安定した所得をもたらすこと、そして生産的な雇用を提供することが含まれる。ILOはそのために、現在、雇用を創出し、職場における基本的人権と

(注1) Working out of

Poverty (貧困からの脱却)
第91回国際労働総会事務局長
報告、国際労働事務局、ジュ
ネーブ、2003年。

ISBN: 92-2-112870-9

価格: 2,000円

オンラインでも入手可

(<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc91/pdf/rep-i-a.pdf>)



F ILO/Maillard

社会的保護を確保し、差別を撤廃し、児童労働を廃止するといった諸目的のためのプログラムを作成しているところである。各プログラムはまた、金融機関を利用する機会、技能向上や技能訓練、より健康的で安全な労働環境、そして小規模企業の事業機会の拡大をもたらそうとするものでもある。」

ソマビア事務局長の主張によれば、「これは貧しい人々のためだけの配当ではない。政府や使用者の利益にもなる」のである。

貧困の削減は、経済の発展にまちががなくプラスの影響を及ぼす。上記の報告書は次のように指摘している。「限られた市場を求めて競争が激化してくると、好不況のサイクルがますます頻繁になる恐れがあり、そのために生産的な投資よりも略奪的もしくは投機的な行動を利するようになる。世界の大多数の人々の購買力をうまく向上させること、それもとりわけ最低レベルの所得で暮らす人々の購買力を向上させることが、市場を拡大発展させるうえで必要不可欠である。」

報告書はまた、政治的安定や経済的安定について次のように指摘している。「経済統合の利点はますます明らかになってきているが、世界中で多くの人々がこの恩恵を全く受けていないばかりか、現行のシステム（差別的で不公平）に参加する機会もほとんど見いだせないとなれば、政治的安定

や経済的安定が得られるはずもない。社会の不正義によって生じた緊張に対してその根幹から取り組もうと努めることなく、国内のおよび国際的に法と秩序を保つことに支出を増やしてみても、ますます高まる安全保障への関心に適切に応えることはできない。」

報告書では、「人々が仕事を通じて貧困から脱却できるよう援助する試みにILOは懸命に取り組んでいる」ことが強調されている。そうした取り組みとしては、何よりもまず、「生産性が低く低賃金の仕事に従事せざるを得ない状況に人々を陥れている差別や貧困の累積という障害を取り除くこと」があげられる。

このアプローチは総会の討議において、291名にのぼる使用者、労働者、政府代表たちから強い支持を得た（一部の発言内容については、17ページ「出席者の声」を参照のこと）。ソマビア事務局長はこうした支持を受けて、次のステップは「三者構成主義の国際的ネットワークを結集すること」であろうと述べた。そして、ILOの地域総局および各地の事務所に対して、「使用者団体、労働者団体、政府機関において国内的な議論を高めるために本会議での貴重な議論の内容と本報告書とを活用する」よう要望するつもりであると述べ、さらに以下のように続けた。「我々は今、知識経済、ネットワーク社会に暮らしているとよくいわれる。 > >

>> 政府、使用者、労働者からなるILOの三者機構は、グローバル経済の真の働きに関して誰よりも精通している。労働関係省庁にしても、使用者や労働組合にしても、日常ベースで企業や職場での社会的現実を扱っているからである。」

ソマビア事務局長は、とくに貧困根絶のための4つの「ツール」をあげた（16～17ページ「進歩の指標」参照）。

ソマビア事務局長は次のように主張している。「貧しい人々が尊厳をもって貧困から脱却するための方法を見つけるには、我々の踏み込んだ取り組みが決定的に必要とされている。このような人々を見放すことはできないのである。」

貧困の指標

公式の失業者数は過去最大の状態にある（失業者は現在、世界で約1億8,000万人おり、今後さらに増加する傾向にある）。それだけでなく、10億人以上もの人々が自分の創意や生産的潜在能力を十分に発揮することができないまま働いている。

世界の労働力は毎年およそ5,000万人ずつ増加しており、そのうちの97%が開発途上国の労働者である。

貧困の悪循環と少女に対する性差別との結びつきは、家庭内で人生の最も早い時期に始まる。性差別は、誕生時から老年まで、貧困が女性に集中し、世代から世代へと継承される要因となっている。したがって、ジェンダーの平等に向けた活動は貧困撲滅をめざす諸方策の一環であるといえる。

今後10年間で10億人以上の若者が生産年齢に達する。多くの開発途上国では、これらの若者は

インフォーマルな仕事に就くか無業かの選択を迫られることになり、いっそう深刻な貧困を招くことが予想される。例えばラテンアメリカの場合、20歳から24歳までの若者の収入は、それ以上の年齢層の収入の半分にしかない。

1999年には、おもに低所得の国々において、義務教育年齢児童のうち1億1,500万人以上が学校に通っていなかった。2000年には、5歳から14歳までの児童の6人に1人（2億1,100万人）が何らかの形で働いていた。そのうち1億8,600万人は、ILOが根絶しようと取り組んでいる児童労働に該当する労働に従事していた。

開発途上国の農業を除く女性労働人口の3分の2がインフォーマル経済のもとにあり、そのほとんどが最低賃金の仕事に従事している。それらの女性の割合は、サハラ砂漠以南のアフリカでは84%に達している。

世界人口のうちで最も富裕な5分の1と、最も貧しい5分の1との「所得格差」は依然として拡大し続けている。1960年に30対1であったその格差は、1999年には74対1に拡大した。先進工業国上位20カ国においてさえ、人口の10%以上の人々が、中位所得の半分以下という貧困ラインを下回った暮らしをしている。

進歩の指標

ファン・ソマビアILO事務局長は貧困根絶のために以下の4つの「ツール」を選びだした。

雇用の創出：「投資、起業家精神育成、雇用創出、そして持続可能な生計に必要な諸機会が、経済を通じて生みだされなくては、貧困廃絶は不可能である。」



職場における権利の保障：「貧困状態にある人々は、自らの権利が認められ人間として尊重されることを必要としている。この要求を代弁してくれる組織と、その組織への参加を必要としている。また、貧困層の利益のために施行され機能するような法律も必要である。権利とエンパワーメントなしには貧困層が貧困から脱することはない。」

基本的な社会保護：「貧困層は保護されていない。貧困状態で暮らす人々は、社会の周縁に追いやられ、支援システムがないままその生活力が損なわれている。」

対話と紛争解決の促進：「貧困状態にある人々は、交渉の必要性を理解し、対話こそ問題を平和的に解決する手段であることを知っている。」

出席者の声

「生産性は難しい課題である。なぜなら、わが国民の多くは貧しく、窮乏し、職がないからである。(中略) 貧困と窮乏と失業は密接に結びついている。技能がなく、土地や信用のような資産が利用できないため、状況はいっそう悪化している。したがって、雇用こそこうした人々(とくに女性や若者)にとって、貧困から脱却する唯一の経路であり出口なのである。」

- ウガンダのゾエ・バココ・バコル女性問題・労働・社会開発相

「社会的パートナーは、ここILOにおいても、国家レベルにおいても、ILOがその活動全体で利用できる重要な役割を果たす。政策の一貫性という課題は社会対話を通じた場合に最も達成しやすいことを、政府は認識する必要がある。」

- ダニエル・フネス・デ・リオハ国際使用者連盟副会長

「ILOは単独では貧困と効果的に闘うことができない。しかし、その独自の価値や構造や基準を団体としての取り組みに盛り込むことは可能である。それを行っているのが『ディーセント・ワークの課題』である。このなかで、ILOの活動はILOの存在意義に基づいていなければならないという認識が示されている。つまり、政府、使用者、労働者の三者機構や社会正義のためという価値観に基づいていなければならないとの認識である。」

- ガイ・ライダー国際自由労連書記長

「貧困が現代社会に及ぼしているはなはだしい損失は、この報告書で赤裸々に示されている。(中略) 我々はファン・ソマビア事務局長が示す貧困根絶のための活動の実際的、地域的、国家的なアジェンダの見解を支持する。」

- ニュージーランドのマーガレット・ウィルソン労働相

「財産権と契約法なくして市場は効果的に機能することはできない。同様に、労働市場は労働者を保護し雇用を確保するのに不可欠な、雇用関係における各当事者の権利と責任を確立することなくして機能しえない。」

- ビル・ブレットILO理事会議長

「本総会で取り組まなければならない重要な課題のひとつは、中小企業への融資が容易になるよう改善することであり、それは中小企業の発展にとってきわめて重要である。中小企業は多くの開発途上国で最も大規模な雇用基盤をなしており、民間部門を支える土台にほかならないのである。」

- パキスタンの使用者代表アシュラフ・W・タバニ氏

「仕事は貧困から逃れる最良の手段であり、この課題に取り組むには政府、労働者、使用者が参加して、世界中で貧困を克服する手助けとなる政労使の三者体制をつくりあげなければならない。」

- チリのリカルド・ソラリ・サアベドラ労働社会福祉相

「自由で民主的な労働組合の存在が許されれば、その結果として所得と富のより公平で社会的に公正な分配がなされ、それが貧困削減に寄与することになるだろう。」

- スウェーデンの労働者代表ウルフ・エドストローム氏

「貧困は、経済成長の欠如や仕事の不足とともに、全世界的なテロリズムの根本原因のひとつである。(中略) 労働基準を定めて施行することと同時に投資をしやすい環境づくりを行えば、貧困削減に寄与する。ILOとOECDの研究がともに示しているように、そこに人種は全く介在しない。」

- 米国の使用者代表エドワード・E・ポッター氏



ゾエ・バココ・バコル氏



ダニエル・フネス・デ・リオハ氏



ガイ・ライダー氏



マーガレット・ウィルソン氏



エドワード・E・ポッター氏



ウルフ・エドストローム氏



リカルド・ソラリ・サアベドラ氏



アシュラフ・W・タバニ氏



ビル・ブレット氏

アフリカ開発のための ディーセント・ワーク： 明るい兆し

(World of Work 2003年12月発行第49号より)



© KEYSTONE

アフリカの全人口の半分にあたる3億以上の人々は、1日1米ドル以下の極貧の暮らしを送っている。つまり、地域間で最も深刻な貧困レベルにあり、世界で最も貧富の差が激しい状態に置かれている。2003年12月2日から5日にかけてアディスアベバでILOの第10回アフリカ地域会議が開催されるが、ここで取り上げられるおもな議題は、仕事を中心とした開発アジェンダを通じてこうした貧困を削減し貧富の差を縮小するための戦略である。今日アフリカが直面する重大な問題とは何か、そしてその問題に対して何をすることができるのか。

今日のアフリカは、ディーセント・ワークを探し求めている地域である。貧困というたいへんな重荷を背負い、国際経済ルールの不正なシステムの障壁と闘いながら、雇用創出と貧困削減という大いなる課題に取り組んでいる。

しかしながら、明るい兆しもうかがえる。アフリカ

諸国は自国の協調的努力に基づいて新しくダイナミックな開発プロセスを構築しつつある。コミュニティに基づくプロジェクトによって、技能の向上、小企業の興隆、少額保険やマイクロファイナンス（小規模金融）の伸展、児童労働の廃絶、ジェンダーその他による差別の撤廃に向けた取り組みが進行している。ILOの8つの基本条約の批准率はきわめて高い。そして、例えば製造業などでは、女性を職場から排除するという差別に反対する動きが根つき始めている。

ファン・ソマビアILO事務局長は、アディスアベバでの会議のために自ら作成した報告書「アフリカ開発のためのディーセント・ワーク」^(注1)で次のように述べている。「アフリカ諸国が自らの協調的努力に基づくダイナミックな開発プロセスに着手するための機関を創設しつつある今、アフリカにおけるILOの三者構成団体（政府、使用者、労働者）が一堂に会する。アフリカが自分の運命の支配権を手に入れるため、アフリカの人々や天然資源が秘めている豊かな可能性を実現するため、そして蔓延する貧困による衰弱という陥穽から脱するための闘いにおいて、我々は決定的な一歩を踏み出す必要がある。」

2002年のアフリカ連合(AU)や2001年の「アフリカ開発のための新パートナーシップ」(NEPAD)の結成は、こうした新しいダイナミックなイニシアティブの一端である。また、ILO報告書には、2003年7月にモザンビークの首都マプトでアフリカ連合首脳によってなされた決定で、2004年にブルキナファソで「アフリカの雇用と貧困緩和に関するAU首脳特別サミット」が開催されることになったのは、新たな地域イニシアティブにアフリカの働く家族の日々の体験を盛り込むという約束を示すものであると記されている。

(注1) Decent work for

Africa's development (アフリカ開発のためのディーセント・ワーク)、第10回アフリカ地域会議(アディスアベバ・2003年12月)事務局長報告。ISBN: 92-2-114841-6
報告書の全文は、オンラインでご覧になれます。

(<http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/rmeet/index.htm>)

事務局長報告「貧困からの脱却」に基礎を置いて

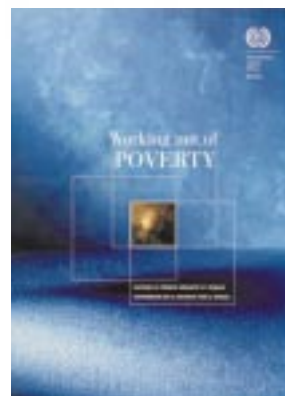
「貧困からの脱却」が基礎とする主要なポイントは以下の3点である。

- (1) 貧しい人々が貧困を引き起こすのではない。貧困は構造的な欠陥と非効果的な経済・社会制度の結果である。不適切な政治対応、政策想像力の行き詰まり、不十分な国際支援の産物である。
- (2) 貧困は高くつく。成長を妨げ、不安定性に油を注ぎ、貧しい国々が持続可能な開発路線を進むのを妨げる。
- (3) 貧困にはもうひとつの顔がある。物質的な欠乏状態で生活する人々は、生き延びるために、勇気、創意工夫、粘り強さ、互助といった豊富な蓄えに依存している。貧困に対処するという

ことだけで、人間精神の弾力性と創造力が示される。多くの点から、働く貧しい人々は究極の起業家といえる。

貧困の撲滅は我々が今日直面する最大の社会的な課題であるが、それはまた最大の経済的な機会でもある。使用者、労働者、労働担当省庁、そして地域社会のリーダーたちは、男女がともに生産的に働き、自らの手でまともな生計を得る機会を創出するという挑戦的な課題を誰よりもよく知っている。

Working out of poverty (貧困からの脱却) 第91回国際労働総会事務局長報告、2003年、国際労働事務局、ジュネーブ。ISBN: 92-2-112870-9より



女性も男性も生産的な仕事に従事し、独力でディーセントな生活の糧を得られる機会を生み出すという課題を誰よりも知りつくしているのは、アディスアババで開かれるILOの第10回アフリカ地域会議に出席するアフリカの使用者、労働組合や労働雇用担当大臣たちである。それでは、彼らは今日どのような状況に直面しているのだろうか。

今日のアフリカにおける貧困の現状

アフリカの貧困は、世界のどの地域よりも深刻で、状況は今後ますます悪化する傾向にある。アフリカ地域の人口の約半数、およそ3億もの人々が、常に1日当たり1米ドル以下という極貧状態の暮らしを送っている。サハラ砂漠以南のアフリカにおける貧困層の割合は、世界平均である24%の約2倍となっている(北アフリカでは、人口の約2.8%、およそ600万人が、1日1米ドル以下という貧困線を下回る暮らしをしている)。

フォーマル・セクター(公式部門)での失業率は、2000年の13.7%から2002年には14.4%へと上昇している。フォーマル・セクターは長年にわたって長期の継続的雇用を創出することができないが、この問題は今後きわめて深刻化するものと思われる。なぜなら、地域の労働力人口は現在人口の34%であるが、今後25年間で倍増すると予測されているからである。それに加えて、サハラ

以南のアフリカ諸国では、世界で2番目のスピードで労働力人口が増大している(年平均で2.6%の増大)。こうした要素から、低収入の仕事の安定性、劣悪な労働環境などにかかわる問題が懸念される。

報告書は次の点を強調している。「失業はほとんどのアフリカ諸国において深刻な問題である。しかし失業以外にも、低生産性や不十分な収入を特徴とする不完全雇用が頻繁に生じており、それは失業にもまして憂慮すべき問題となっている。アフリカのほとんどのコミュニティでは、貧困は失業が原因というよりも、適正な賃金を保障してくれる仕事に就くことができないのが原因である。

> >



エチオピアにおける地方の貧困。この一家全員でも1日1.5米ドルの収入しかない。

F ILO/M. Crozet

ニジェールの首都
ニアメーの街頭で見かけた
「歩く薬局」の起業家精神ぶり。



© ILO/M. Crozet

>> こうした事態は、とりわけインフォーマル経済や農業部門や地方経済において見受けられる。」

報告書はまた、生産的活動が地方に集中している状況を忘れてはならないと注意をうながしている。そして、もっぱら都市部ベースに限った活動への集中的取り組みを急ぐあまり、地方ベースの雇用や労働市場のイニシアティブが見過ごされる恐れのあることを警告している。

地方の貧困は、とりわけ女性や少女たち（その多くは農業部門で働いている）の間で深刻である。サハラ砂漠以南のアフリカでは、労働力人口に占める女性の割合が相当高い（世界平均よりも高い）という事実にもかかわらず、女性と少女は往々にして最低賃金しか得られず、単純できわめて不安定な仕事に従事せざるを得ない状況に置かれている。

もうひとつの深刻な懸念材料は、若年層の失業である。若者の失業率は非常に高く、若者が全失業者の80%近くを占める国もある。また、若者の失業に女性が占める割合は、すべての国で一様に高まっている。データのある国々についていえば、労働市場への新規参入者のうち、フォーマル経済で吸収できるのは、わずか5~10%にすぎない。その一方で、新しい雇用の大半はインフォーマル経済によって生みだされている。アフリカの人口を総体的に見ると、約55%が18歳未満である。

今日アフリカの政策立案者にとって最も重大な課題のひとつは、HIV（エイズウイルス）/エイズの蔓延である。そのため、国によっては労働力人口全体が急激な減少を示し始めているところもある。南アフリカでは男性の労働力率は1995年の79.1%から2002年には63.3%へ減少し、レソトでは1995年の85.2%から1997年には69.2%に減少した。またボツワナでは、1995年の83.5%から1999年には60.1%にまで減少している。このような傾向が今後も継続し広がるならば、貧困削減の見通しは著しく悪化する。

解決策を求めて

国 連ミレニアム開発目標（MDG）で掲げられた2015年までに貧困を半分に削減するという目標を達成するには、アフリカ経済は現在の成長率のおよそ2倍に当たる年7%の成長を実現しなければならない。国連アフリカ経済委員会（ECA）によれば、成長率は2002年の3.2%から2003年には約4.2%に上昇した。しかしながら、少数の国を除いて、今後の経済成長の見通しが劇的に改善されない限り、いまだ解決をみない失業や不完全雇用や貧困を削減することは非常に困難だと思われる。

ILO報告書は、「貧困にはいろいろな要素が絡んでいるが、収入を得る機会が乏しいことこそ世帯の貧困と不平等を引き起こす主要な決定要因のひとつである」と述べている。そして、何百万人ものアフリカ人が「世帯貧困の袋小路」にはまっており、基本的な「生活の糧の確保」、つまり食料を購入するために、収入の70%も費やしていると指摘している。

それに対して、AUやNEPAD創設のような近年における政治的進展、それに加えてグローバルなイニシアティブによって、生産的雇用やディーセント・ワークに新たに焦点をあてた開発戦略を再構築する準備が整えられた。

ILO報告書は次のように述べている。「我々は力を合わせ、ディーセント・ワークこそ貧困脱却を図るための主要な手段であるという、基本的前提が確固として支持されるよう努め続けなければならない。来年度には、ILOとその政府、使用者、労働者の三者機構は、『雇用と貧困緩和に関するAU首脳特別サミット』の実現のために助力するこ

とになっている。」

地域会議の報告書はまた、次のように述べている。「アフリカの社会的パートナーと政府は、雇用を開発アジェンダの優先事項とすべきである。貧困との闘いには、こうした社会的パートナーや政府が、生産性の継続的向上に向けてあらゆるレベルで共通のイニシアティブを採用するよう長期的に取り組まなければならない。そして、貧困削減戦略に対するディーセント・ワーク・アプローチの基礎を構築しなければならない。これこそが緊急課題である。優先事項としては、雇用可能性（エンプロイアビリティ）、起業家精神育成、機会平等、雇用創出が含まれ、これらは国の開発政策立案に関する参加型協議により最良の形で実現することが可能である。」

ILOの報告書は、次の4つの主要目標を推進することが貧困のサイクルから脱却する道につながると述べている。

何百万人ものアフリカ人家族を社会の周縁に追いやり、経済発展を阻害している差別や社会的排斥を撤廃する。

アフリカの生産システムの中核を担う農場や小規模企業での生産性向上と、仕事の収益力向上を図る。

世界の貿易・金融システムにおいて、アフリカ全体にとってより有利な取り決めがなされるよう一致協力する。

職場で、国家レベルで、そして地域開発協力のために新たに出現した諸機構において、社会対話や代表の説明責任のメカニズムを強化する。

ソマリア事務局長は次のように述べている。「雇用はILOの任務の要である。労働市場は依然としてあらゆる経済において、所得増大を図るための主要な入り口であり続けている。より多くの、そしてより良質の仕事をともなう雇用、すなわちディーセント・ワークこそ、どのアフリカ開発戦略にとっても不可欠な要素なのだ。」

アフリカ開発における社会対話

社 会対話の強化はILOの戦略目標であり、発展のための雇用など、仕事の世界に関連する諸政策の考案・施行・モニタリング・調整に力を発揮する。社会対話により、国が成長や発展に向けた

自国の方針を選択する能力が向上する。多くの政府は、使用者団体や労働組合との社会対話を通じて、経済発展に関する期待をうまくひとつに収束しうること気づいた。以下に、アフリカ社会対話プログラムの例を2件取り上げることにする。

職場に不正があるにもかかわらず、何十万人もの一般労働者は、これまで公平で効果的な是正措置に頼ることはできなかった。こうした人々が正しい処遇を受けることができるよう、ILOは1995年以来、南アフリカの政府、労働者、使用者と力を合わせてきた。アパルトヘイト時代の終焉に引き続き、このような取り組みによって、民主主義の恩恵を活かして職場がより公正なものとなり、安定した労使関係を実現する一助ともなった。

ILOは、紛争解決のための独立機関である南アフリカの調停仲裁委員会（CCMA）の創設を支援した。企業と労働者の両方から信頼を獲得したこの紛争解決制度の設立は、そのサービスから直接の恩恵を受けた人々（とくに家事労働者や農場労働者、その他の臨時労働者）の生活に影響を及ぼすだけでなく、民主的ガバナンスを浸透させ、新生南アフリカの社会的、経済的、政治的な安定の促進にも貢献した。

ILOは南アフリカの政府や企業、労働者の各代表者とともに協力して、制度的機構（ヨハネスバークに本部、9つの地方支部）を設立し、常勤100名以上、非常勤300名以上の調停人・仲裁人を養成し、案件をコンピュータで管理するシステムを開発した。そして、現在では年12万件以上もの案件を処理している。そのため、例えば賃金をめぐるストライキの発生は設立初年時に60%以上も減少した。

南アフリカのCCMAを手本として、今日ではアフリカ南部地域のその他7カ国（ナミビア、ボツワナ、スワジランド、レソト、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ）で紛争解決のための同様の機関が設立されるまでになった。ILOは、目下のところ南アフリカでの経験をもとに、労働市場の紛争を処理して平和と安定の見通しを拡大する能力や専門的技術や知識・技能を育成するために、以上の国々の社会的パートナーとともに活動を繰り広げているところである。

「フランス語圏アフリカ諸国における社会対話推進地域計画」(PRODIAF)は1998年に開始され、現在ベルギー政府とフランス政府から資金援助を

>>

女性にもっと良い仕事を。
 ダルエスサラームの工事現場で
 窓の仕上げ作業をするステラは、
 1日に2.5米ドルの
 収入を得ている。



F. ILO/M. Crozet

>> 受けている。そして、広範なフランス語圏諸国が国家レベルや小地域レベルで三者構成の協力機構を強化することを援助し、政府とその社会的パートナーが社会対話や三者構成の協力システムを評価できるようにするとともに、そうした評価によって必要と判断された箇所を改善・変更・強化している。

PRODIAFはまた、三者構成の協議・交渉機構という制度的・組織的な側面に力を注いでおり、調査研究活動を強化し、アフリカの社会対話の実践者や専門家たちからなるネットワークも構築している。

1998年から2003年にかけてPRODIAFは、アフリカの22にのぼる国々とそれぞれ協力して80件以上の調査派遣や、社会対話と三者協力に関する国家レベルの研究を行うとともに、啓発・能力育成のワークショップの開催といった活動を展開した。例えば、欧州連合（EU）がアフリカ・カリブ・太平洋（ACP）諸国との間で締結したコトヌ協定の中で示しているように、このプログラムは主要なドナー国・機関の関心を集めているので、前途は有望であると思われる。

ジェンダーと貧困：解決策を求めて

現在、貧困はアフリカの女性や少女たちに対して依然としてきわめて深刻な事態をもたらしている。彼女らの多くは、農業部門や地方で働いている。サハラ砂漠以南のアフリカでは、労働力人口に占める女性の割合が高い（世界平均よりも高い）という事実にもかかわらず、女性や少女は往々にして最低賃金しか得ることができず、単純できわめて不安定な仕事に従事せざるを得ない状況に置かれている。それに加えて、ジェンダー差別も依然として成長と開発を阻害する根深い障害であり続けている。サハラ砂漠以南のアフリカにおける非農業部門での賃金雇用に女性が占める割合は、1990年の18.9%から2001年には28.6%に上昇した。しかし、同地域における男性の労働力率は近年まで80%以上であった。

女性は世界中のいたるところで、なかなか労働市場に参加できなかったが、今や女性が労働力人口の半数を占めている国もある。だが依然として労働市場は性別分離が大きく、たくさんの女性が社会的地位の低さや不安定さゆえに、男性ならほとんど選ばない仕事をせざるを得なくなっている。女性はたとえ同じ仕事をしたとしても、男性の7～8割の報酬しか得ることができない状況にある。

解決策はあるのだろうか。女性に質量ともによりよい仕事をもたらすようにうながすことが、貧困との闘いには必要不可欠であるということが指摘されている。「アフリカ開発のためのディーセント・ワーク」の報告書には、小規模企業の出現によって、意義のある持続可能な雇用機会が（とくに女性に対して）もたらされ、増えてきていると述べられている。マイクロファイナンス機関（MFI）の出現もまた、伝統的な銀行業務制度の枠を超えた非常に需要の高い信用・貯蓄サービスへのアクセスを提供している。

そうしたプログラムのひとつが、「共済組合および貯蓄信用協同組合支援プログラム」（PASMEC）である。同プログラムはILOと西アフリカ諸国中央銀行（BCEAO）とが共同で運営にあっており、村落銀行や女性貯蓄団体のような草の根運動も含んでいる。ファン・ソマビアILO事務局長が作成した報告書「貧困からの脱却」によれば、マ



マイクロファイナンスはいまや、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの300以上の拠点において、同地域の世帯全体の5分の1に当たる420万人を対象にする大規模事業であるという。

また、ILOの小企業開発を通じた雇用創出国際重点計画（IFP/SEED）および「女性の起業家精神育成および男女平等」（WEDGE）に取り組んでいる同計画内のチームも、女性起業家と協力して活動するとともに、信用を築いて都市部から村落に至るまであらゆるレベルでジェンダー平等を促進するのに役立っている。石鹸を製造販売しているある女性は次のように述べている。「見本市の出展者たちは影響力のある男性と一緒に写真を撮ってもらいたがるけれど、私はそういう男性の奥さんに自分の石鹸を売って名刺を渡しているの。」

YEN(若年雇用ネットワーク): 若者の問題

アフリカの人口の約55%は18歳未満であり、とりわけこの年齢層が失業と貧困によって深刻な打撃を被っている。若者の失業はアフリカの全失業のうちの約60%を占めており、若者の失業に女性が占める割合は、すべてのアフリカ諸国で一様に男性よりも高くなっている。ILOの分析によれば、フォーマル経済に吸収されるのは労働市場への新規参入者のうちわずか5~10%だけであり、その一方で新しい雇用の大半はインフォーマル経済によって生みだされる。その結果として、サハラ砂漠以南や北アフリカの出身で、教育を受け高度な技能を持った若者たちの「頭脳流出」が生じ、南から北への若い労働力の移住とあいまって、ア

リカはその人的資源や未来への希望を奪われているのである。

若者が持つエネルギー、上昇志向、そして新しいことを受け入れる能力は、社会が決して無駄遣いしてはならないかけがえのない財産である。若者の失業が慢性化すると、経済や社会の発展は高価な代償の支払いを求められる。貧困が世代から世代へといつまでも繰り返され、犯罪、暴力、危機的状況、アルコールや薬物の濫用、政治的急進主義の台頭が頻繁に生じることになる。

ILOは若年雇用ネットワーク（YEN）において、国連や世界銀行と協力してその役割を果たしているが、若者の雇用は「国連ミレニアム開発目標」を達成するうえで不可欠な手段であると位置づけている。今日、膨大な数の若者たちがアフリカに暮らしており、そうした若者たちのために仕事を創出することこそ、雇用や貧困との闘いに関する広範な政治課題に取り組むうえで必要不可欠なのである。

国連における若者の雇用促進に関する総会決議の求めに応じ、ILOとそのYENパートナーは、社会的パートナーや青少年諸団体を含め、革新的な政策解決策を提供して各国の若者の雇用に関する行動計画の立案に協力している。

エジプト、ナミビア、セネガルは、アフリカにおけるYENの先導国として名乗りでた^(注2)。また、その他多くのアフリカ諸国が若者の雇用に関するILOの支援に関心を表明した。

(注2) こうしたアフリカ諸国は、ブラジル、スリランカ、インドネシア、ハンガリー、アゼルバイジャンとともに、若者の雇用に関する国家行動計画の作成に取り組んでいる。

>> 若者、それは未来の
アフリカの財産



>> セネガルは国連の若者の雇用促進に関する総会決議を提案し、同決議は2002年12月に106カ国の賛同を得て採択された。エジプトでは、ILOは若者の雇用政策についての技術的支援や専門知識を提供して、政府の「若者雇用全国計画」の開発に手を貸している。ケニア政府は、政府閣僚、労働者代表、使用者代表、青少年団体などの市民団体から構成される若者雇用関係者円卓会議を創設した。この会議は、若者の雇用についての国内政策を調整する機能を果たすもので、既存のプログラムの再検討や、若い女性・男性を対象とした起業家精神育成制度のための方策や資金の動員を行っている。

第10回アフリカ地域会議における「若者のためのディーセント・ワーク」に関する本会議では、ILOの社会的パートナーがアフリカ大陸でYENの活動を拡大するうえで果たすことができる役割について、議論が行われる予定である。若者の雇用については、おおむねILOの「世界雇用戦略」の枠組み内で議論される見込みである。それによって、2004年にワガドゥグで「アフリカの雇用と貧困緩和に関するAU首脳特別サミット」が開催され

るまでに、アフリカにおける若者の雇用への取り組みの重要性が、最も高度な政治的レベルで認識される準備が整えられることになる。

社会保障：アフリカでキャンペーンを開始

2003年12月2～5日にアディスアベバ（エチオピア）で開催される第10回アフリカ地域会議に出席するアフリカ諸国の大臣、労働者および使用者代表に、「すべての人への社会保障適用世界キャンペーン」が紹介される。

働いている人々の9割までもがインフォーマルな就労形態である大陸で、社会保障の適用を拡大することは、貧困対策における最大の課題を意味する。サハラ砂漠以南のアフリカ諸国の多くで、何らかの社会保障にカバーされている人々は、働いている人々の1割に満たない。同時に、HIV/エイズがすでに脆弱な社会保障制度の財政力の将来性を脅かしてもいる。

現場での経験から状況の改善は可能なことが示されている。1989年に6割であったチュニジアの健康保険と年金の適用率が1999年には84%に上昇した。税を財源とする南アフリカの国営老齢年金（SOAP）の受給者は、受給資格人口の約85%に相当する190万人に達する。これによって年金受給者層の貧困格差の比率が94%縮小した。そして西アフリカでは、自助団体または協同組合運動を基礎とした小規模健康保険制度がますます多くの人々に基礎保健医療を提供している。

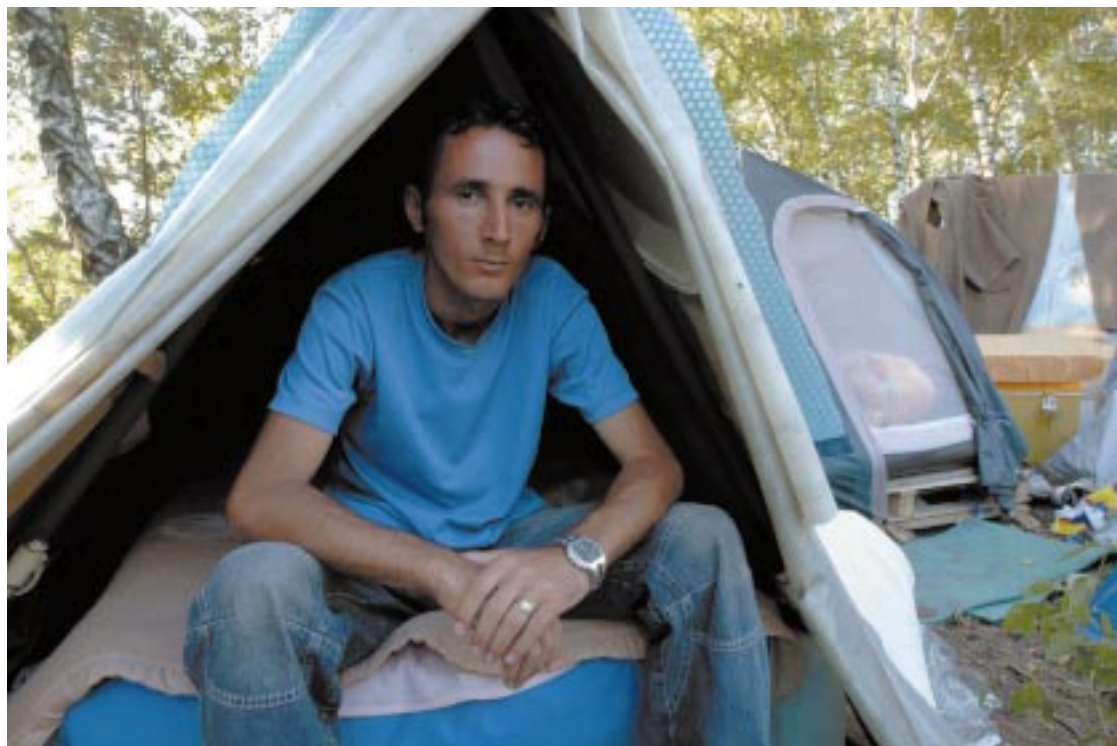
キャンペーンの枠内で、ILOは政府および社会的パートナーと協力し、各国の行動計画を確定し、適用範囲の拡大に向けた地元の努力を支援し、良い慣行を共有し、アフリカ開発目標の中で社会保障拡大の優先順位を引き上げるよう努力する。

アフリカにとくに関係があるILOの条約、勧告、決議

- 1930年採択の強制労働条約（第29号）
- 1957年採択の強制労働廃止条約（第105号）
- 1948年採択の結社の自由及び団結権保護条約（第87号）
- 1949年採択の団結権及び団体交渉権条約（第98号）
- 1951年採択の同一報酬条約（第100号）
- 1958年採択の差別待遇（雇用及び職業）条約（第111号）
- 1973年採択の最低年齢条約（第138号）
- 1999年採択の最悪の形態の児童労働条約（第182号）
- 1989年採択の先住民及び種族民族条約（第169号）
- 1995年採択の鉱山における安全及び健康条約（第176号）
- 1998年採択の仕事における基本的原則及び権利に関する宣言
- 2001年採択の農業における安全健康勧告（第192号）
- 1981年採択の職業上の安全及び健康に関する条約の2002年の議定書
- 2002年採択の職業病の一覧表勧告（第194号）
- 2002年採択の協同組合の促進勧告（第193号）
- 2002年採択の三者構成主義と社会対話に関する決議
- 2002年採択のディーセント・ワークとインフォーマル経済に関する決議

増加を続ける移住労働者に新しい条約

(World of Work 2003年9月発行第48号より)



F. ILO/M. Crozet

2003年7月1日、国際連合の「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する条約」が発効した。発効までに10年以上を要したこの新条約は、世界のおびただしい数の移住労働者たちの暮らしを改善しようとする試みの重要な一歩であるといえる。この条約の批准に向けて世界的運動を繰り広げたILOのパトリック・タラン労働力移動上級専門家が、『ワールド・オブ・ワーク』誌の取材に応えて、本条約はどのようなものなのか、誰を対象としているのか、そして本条約によって人々の暮らしはどのように変わるのかを語ってくれた。

目下のところ世界の移住者人口はどれほどで、移住労働者はいったいどれくらいいるのでしょうか。

パトリック・タラン：現在、およそ1億7,500万の人々が国を離れて暮らしながら働いています。

ILOでは、その中のかなり多くが、おそらく1億2,000万人ほどは、移住労働者またはその家族であると推定しています。この数字は今後25年でたぶん倍増するでしょう。これ以外の多くの人たちは、入国先に雇用を求めて移住した永住移民です。

そうした移住労働者は、現在どんな問題に直面しているのでしょうか。

タラン：移住労働者は経済的にきわめて重要な位置にいます。移住した人々に収入がもたらされるだけでなく、国への仕送りで多額の送金も生じるのです。それにもかかわらず、移住労働者は往々にして安価で言いなりになる労働力とみなされ、基本的な法的保護を適切に受けられません。不法移住労働者の場合はとくに弱い立場にあります。逮捕や強制送還の恐れから労働組合に加入できないこともありますし、危険な労働環境が明るみに

>>

F AFP



>> 出にくいこともあります。女性は国によっては移住労働力人口の70%を占めていて、男性よりもインフォーマル・セクターや家事使用人のように個別に雇用されている例が多いのですが、こうした労働環境では情報交換のネットワークや社会的支援を確立することはきわめて困難です。

移住に関しては、すでに2つのILO条約が存在しますが。

タラン： ええ、ILOにも条約があります。1949年の移民労働者改正条約(第97号)と、1975年の移民労働者(補足規定)条約(第143号)で、これらは25年以上もの歴史があります。この2つの条約はそれぞれILO加盟国のうち42カ国と18カ国で批准され、労働力移動に関する国内立法措置や実際業務のための基本的枠組みを提供しています。両条約は国家に対して、公正な募集の実施や社会的パートナーとの透明性ある協議を積極的に促進し、差別反対を明確にして社会保障の適用・労働条件・報酬・労働組合の加入資格において自国民と合法的な移民労働者とを平等に扱う原則を確立するよう規定しています。国連の新しい条約は、こうしたILOの条約をさらに発展させたものであり、ILO条約を補足したものだといえます。つまり、移住労働者に基本的人権を保障するよう求め、正規・

非正規を問わずすべての移住労働者およびその家族が最低限の保護を受けられるよう訴えているのです。したがって、この新条約の条項が適用される国々では、インフォーマル・セクターで働くたくさんの人々(それもとりわけ女性たち)も、よりよい保護が受けられるものと期待できます。新条約はまた、移住労働者の非合法的な動きを廃絶するための方策も提案しています。

しかし、不法な労働力移動を一掃するのはとても無理な話ではないでしょうか。

タラン： 本条約は、国家は出入国に関する誤った情報の流布を取り締まるべきであると提言し、移住労働者の非合法的な移動を摘発し防止するよう提言しています。こうして本条約は不法移住に歯止めをかける一方で、すべての人々の基本的権利を追求しているのです。

この条約はどのように施行されるのですか。

タラン： 本条約を批准したすべての国は、本条約に法的に拘束されます。それに加えて、本条約の適用に際しては、批准国から選出された10名の専門家からなる委員会、「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する委員会」によって監視

がなされる予定です。

それでは、どの国が条約を批准したのでしょうか。

タラン：主として送出国、つまり移住者の母国である22カ国がすでに批准しています^(注1)。それと、10カ国が批准への準備段階である署名をすませています^(注2)。目下のところ、世界の主要な移住者・移民受入国はどこも批准していません。1998年までは批准はほとんどありませんでしたが、この年にILOを含む国連諸機関と、国際労働・教会・人権・移住者関連の各NGOとのユニークな連携によって、世界的運動が始まりました。それ以降、批准が3倍に増加したのです(ウェブサイト<http://www.migrantsrights.org>参照)。

こうした国々では移住労働者に対する需要がきわめて高いのですが、経済の力が移住を生みだし続けることになるのではないのでしょうか。

タラン：ILOの考えでは、「ウィン・ウィンの」(双方に好都合な)持続可能な移住制度とは、移住を適切に規制し管理する政策と機構を構築しつつも、結果的に、ヨーロッパと北アメリカ、そしてアフリカとアジアとラテンアメリカという双方の労働力需要をともに満たすものです。そのためには、労働力移動によって最も直接的に影響を受けるグループである労働者と使用者たちの確固たる社会的コンセンサスと積極的な参加とが必要で、ファン・ソマビアILO事務局長は次のように述べています。「国際労働力移動の管理は国家の利益や市場のメカニズムだけに委ねるわけにはいかないとの国際的なコンセンサスが芽生えつつある。そうした管理には、2国間および多国間の協定を通じた系統化が必要であり、国際基準を遵守することが必要なのである。」

では、あなたは状況に改善がみられるとお考えですか。

タラン：たしかに国連の新条約は、既存のILO条約とともに、国内政策や施策のための包括的な「価値に基づく」定義と法的基盤とを提供し、各国に対して国際基準にマッチした国内立法措置を確立または改善するようながすツールとして機能しています。これらの基準によってもたらされた

保護や機構は、人権の基本的枠組みを提供する以上の働きをしています。各条約のさまざまな条項が積み重ねられて、国内政策のための包括的アジェンダへと、また労働力移動政策の策定、情報交換、移住労働者への情報提供、移住労働者の秩序ある帰国や再統合(再び母国にとけこむ)といった点に関して、国家間で協議や協力を行うための包括的アジェンダへと発展しています。

ILOでの我々の仕事は続いています。ILOは、2003年6月30日と7月1日にバンコクで、アジア地域の国々が直面する課題や機会を評価するために、「国際労働力移動政策と管理への対処に関する三者構成アジア地域会議」を開催しました。特定の集団のエンパワーメントや状況改善を支援するための新たな活動が進行中です。これはとくに家事労働に従事する女性移住労働者たちを対象としています。また、労働力移動は、2004年にジュネーブで開催されるILO総会における一般討議のテーマでもあります。この10年間に移住に関する会議は数多く行われましたが、ILOの全加盟国177カ国からのハイレベルな三者構成の参加というのを考えると、この討議はこれまでに類をみない世界規模のものとなるでしょう。討議事項には、グローバル化の時代における労働力移動、より秩序立った就労目的の移住に関する政策と機構、そして移住労働者に対する保護の改善が含まれています。

(注1) エジプト、モロッコ、セーシェル、コロンビア、フィリピン、ウガンダ、スリランカ、セネガル、ボスニアヘルツェゴヴィナ、カーボベルデ、アゼルバイジャン、メキシコ、ガーナ、ギニア、ボリビア、ウルグアイ、ベリーズ、タジキスタン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、マリが条約を批准、または条約に加盟した。

(注2) チリ、バングラデシュ、トルコ、コモロ、ギニアビサウ、パラグアイ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ブルキナファソ、トーゴが条約に署名した。

共同グローバルアクション



国際労働機関 (ILO)、国際移住機関 (IOM)、国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)、国連教育科学文化機関 (ユネスコ) は、国連の条約の発効を歓迎して、2003年7月1日に以下のような共同声明に署名した。

「この条約は、(世界人権宣言で規定されている)一定の基本的な人権が、すべての移住労働者ならびにその家族に対して、その身分にかかわらず適用されることを認める。同条約はまた、正規および非正規いずれの状態にある移住者にも適用される権利を示し、市民的、経済的、政治的、社会的、そして労働上の各権利に関して最低水準の保護を設定し、移住労働者が労働上や経済上にとどまらない役割と責任を担う人間としての存在であることを認める。さらに、ILOの既存の条約に基づき、国際移住、移住者の処遇、搾取の防止や非正規移住防止のための法的枠組みを提示する。本条約は、準備、募集、出発、通過、就労国での滞在、母国への帰国と再定住といった、移住にかかわるすべてのプロセスを扱うものである。」

この共同声明ではまた、上記の4機関が「移住に関するデータ作成や研究調査などの領域、政府職員その他の関係者に対する技術協力や能力育成の提供、人身売買による労働や強制労働の状況下にある移住者の虐待への対処、そして移住者に対する差別や外国人嫌悪の防止など、移住と人権という分野での協力と共同アクションの強化に取り組んでいく」ことも表明している。

職場のアスベスト： やっかいな遺産

© Alice Longstaff Gallery Collection



1910年頃の
エーカー工場
(英国ヘブデン
ブリッジ)

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

帯の町)は、70年以上にわたり、ユーゴスラビアのアスベスト産業の中心地であった。ノバゴリカの住民は、アスベストを原因とする病気発生件数の増加に懸念を持ち、昨年この問題に関する国際会議を開催した。

世界の他の地域においても、アスベスト産業全盛期の状況は同じように悲惨である。化学部門におけるグローバル・ユニオンのフレッド・ヒッグス書記長は、南アフリカの状況に注意を喚起している。南アフリカでは、「子どもたちが雇われ、何の保護もなく、アスベストを素手で仕分けし、素足で踏みつけるという最も危険な仕事に従事していた」と書記長は言う。

やっかいな遺産

アスベストは20世紀の「奇跡の鉱物」といわれたことがあり、その耐火特性ゆえにほぼ全世界で利用されていた。しかし、現在では周知のとおり、アスベストへの暴露によって、病気になったり死亡したりすることがある。肺膜組織にがん性腫瘍ができる中皮腫は発病が遅いが(通常は、アスベスト繊維に暴露してから30~40年後)急速に死に至る。肺がんのような他のがんもアスベストへの暴露と関連があり、これも潜伏期間が長い。また、アスベストとの関連性がある他の病気としては石綿症がある。深刻な呼吸困難をとめない、これも致命的となりうる。

ILOの試算によると、アスベストへの暴露による死者は、世界全体で少なくとも10万人に達している。現在、中皮腫による年間の死亡者数は、米国で約3,000人、欧州で大体5,000人であるが、今後この人数は増加すると予想される。世界全体では、合計数十万人の人たちが「アスベスト流行」と呼ばれた現象によって健康被害を被った可能性がある。

責任はどこにあるかという問題が、それ自体の危機を生みだしつつある。多くの国において、患者とその家族が賠償を求めて裁判に訴えているが、

その耐火特性から、かつてはほぼ世界中で使用されていたアスベスト(およびそれが原因となる病気)は、それを使用したり生産したりする企業、

および、職場で暴露したため各種の病気やがんにかかった個人にとって、大きな問題になっている。アンドリュー・ビビー記者が、現在のアスベスト(石綿)訴訟の実態と、労働者と雇用者の問題の対応の方法について調査した。

【ヘブデンブリッジ(英国)】英国北部の丘陵地帯にあるこの小さな町は、現在、観光地として人気があるが、毛織物と綿布を生産する工場が立ち並び産業革命の中心であった歴史を持つ町である。

一部の人たちにとって不幸なことに、ヘブデンブリッジにはアスベスト製品を生産する工場もあった。工場は長期にわたり閉鎖されているが、現在は封鎖され、放置されているアスベストの廃棄物、および、多数の地元住民の健康障害という形での遺産がまだ残っている。

ある地方紙が、中皮腫のがんを含むアスベスト関連の原因で死亡した元従業員に関する記事を定期的に掲載している(注1)。

こうした不安は、こののどかな英国の田舎町に限られたものではなく、世界の他の地域でも発生している。スロベニアでは、ノバゴリカの町(ヘブデンブリッジのような絵に描いたような丘陵地

(注1)

<http://www.halifaxtoday.co.uk/newsfront.aspx>より、2003年10月31日付記事「The Killing Mill(殺人工場)」参照。

その過程で支払う法廷費用がしばしば高額になっているのである。

米国では、企業と保険会社が協力し、労働組合と政治家の支援を受けて「アスベスト損害賠償を扱う裁判所」が管理する潤沢な信託基金を設立する動きがごく最近出てきたが、コンセンサスが得られなかったようである。

昨年、米国の保険会社と企業は、補償基金として共同で1,140億ドルを拠出することに合意した。しかし、この金額は、米国上院における法案審議の過程で打ちだされた金額を400億ドルも下回っていたため、米国の労働組合からただちに批判された。

不透明な将来

したがって、米国では当面、アスベストの補償は引き続き訴訟によって決まることになり、この状況は他の国でも同様である。英国では、2002年に出された、複数の使用者のもとでアスベストへの暴露を受けた場合、企業は責任を免れることができるとの主張を拒否した判決により、不確実要素の一部が解決されたようにみえる。

この判決はアスベスト公害被害者の勝利とみられ、保険会社の負担は60～80億英ポンド（100～140億米ドル）と推定される。しかし、それ以来、保険会社は再び法廷に持ち込むようになり、従業員が、すでに消滅したか倒産した使用者のもとで働いたことがある場合、賠償額の期間比例減額を要求している。

企業倒産は大きな問題であり、アスベスト問題への対応を左右するひとつの要素となっている。企業倒産に対する不安は、南アフリカの事件において、関係者が英国系メーカーと法廷外で和解する気になったひとつの要因であった。オランダでは、使用者、保険会社、政府が協力し、固定した賠償金額をもとに使用者と労働者の間の仲裁役を果たすアスベスト被害者協会が設立された。オーストラリアでも同じく、アスベスト事件の原告用基金を設立しようという大手アスベスト企業による構想がある。しかし、こうした解決策についてはその是非が議論されており、最近では、こうした基金は補償の最終的な費用を負担できないのではないかといわれている。

アスベストを原因とする病気は潜伏期間が長いいため、過去のすべての賠償請求が解決するには長い年月を必要とする。しかし、話はここで終わり

というわけではない。世界の多くの地域において、白石綿はまだ使用されている。さらに、ILOが1986年に採択した「アスベスト使用上の安全に関する石綿条約」（第162号）が使用を禁止しているのは、一定の種類のアスベストだけである。ILO加盟177カ国のうちの27カ国がこの条約を批准している^(注2)。この意味するところは（アスベストは健康に危険であることがわかっているにもかかわらず）、影響が今から長期間を経過してから出てくる物資とともに作業している人がまだいるということである。

ILOは、アスベスト暴露からの労働者の保護を強化するために、加盟国による関連基準（第162号条約および関連の第172号勧告）の活用を推進すべく努力している。この目的は、労働者を保護し、人間の苦しみと訴訟の原因となるアスベストに関連した病気の進行を食い止めることである。多くの訴訟事件は、ILOの基準が適切に適用されず、保護が不十分であった時期の暴露によるものである。ILOの基準の活用とアスベスト暴露の防止と管理に向けたアプローチは、国内政策と組み合わせることにより、予防努力を強化し、暴露の影響を軽減するものと考えられる。



© ILO/M. Crozet

(注2)

<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/ratific.pl?C162> 参照。

アスベストと安全な作業

世界中でアスベストが引き続き広く使用されていることが懸念されるため、EUとILOは2003年9月、ドイツのドレスデンにおいて、欧州アスベスト会議を開催した。同会議のゲルト・アルブラヒト議長は、次のように強調した。「アスベストの粉じんに暴露したことのある労働者と消費者は数百万人にのぼる。毎年、西欧、北欧、北米、日本、オーストラリアだけでも、アスベストと関連性がある肺がんが2万件、中皮腫が1万件発生しているが、開発途上国での暴露リスクはこれよりずっと高い。したがって、このような国においては、アスベストは、今後20～30年以内に、アスベストと関連性のある病気と死亡が爆発的に増加するように仕掛けられた時限爆弾のようなものである。」

「国、EU、国際レベルでの強力な働きかけにより、多数の国がアスベストの輸

入と取り扱いを禁止した。禁止に向けて準備中の国もある。世界全体のアスベスト生産量は、1970年代以来50%以上も減少した。しかし、毎年まだ200万トンが生産され、まさに開発途上国で消費量が増加している。」

会議では、「アスベストからの労働者保護に関するドレスデン宣言」が採択されたが、その全文は多くの言語に翻訳され、ウェブサイト上（<http://www.asbestkonferenz2003.de/>）で見ることができる。このウェブサイトには、間もなく会議の最終報告書も掲載される。より専門的なデータと関連するILOの活動については、同会議でのILOのユッカ・タカラ労働安全衛生・環境国際重点計画（SafeWork）部長の基調講演に盛り込まれている（<http://www.ilo.org/public/english/protection/safe-work/accidis/asbestos-dresden1.pdf>よりアクセス可）。

第10回アフリカ地域会議 仕事を政策の中心に

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

第10回アフリカ地域会議
(アディスアベバ・
2003年12月2～5日)
ファン・ソマビアILO事務局長、
ブレース・コンパオレ・
ブルキナファソ大統領、
アフリカ連合のアルファ・
オウマル・コナレ委員長



F. ILO

アフリカ連合(AU)各国の国家元首および政府首脳によって招集される「アフリカの雇用と貧困緩和に関する特別サミット」に向けて、ILO代表団がその基盤を構築した。

【アディスアベバ(エチオピア)】2003年12月2～5日にアディスアベバで行われた第10回ILOアフリカ地域会議では、約300人の代表団による4日間の討議を経て、「ディーセント・ワーク・アジェンダ」を貧困との闘いのための計画の中心に据えるべきであるということが確認された。ファン・ソマビアILO事務局長は「ディーセントな雇用の創出を主眼としたこのアフリカ主導の開発アジェンダは、国民の優先事項に結びついており、また仕事と貧困撲滅の不可分な関係を認識するものである」と宣言した。このアジェンダは事務局長の補足的報告書^(注)で論じられている。そして「我々是一緒に、より多くよりよい仕事をアフリカの開発の牽引車とすることができる」と語った。

全参加者(政府、使用者、労働者)は、ディーセント・ワークの創出が新世代のマクロ経済政策の中心に据えられるときがきたことに合意し、また2004年9月にワガドゥグで、アフリカ連合の国

家元首および政府首脳によって招集される「アフリカの雇用と貧困緩和に関する特別サミット」を支援するために、ILOの三者構成ネットワークを発動させることに合意した。

アディスアベバ会議の名誉ホストを務めたブルキナファソのブレース・コンパオレ大統領は、ILOを特別サミットの成功のための戦略パートナーと呼び、このサミットに先立って開かれる社会フォーラムについて、「そこでの審議と結論が、国家元首および政府首脳の意味決定に役立つ影響を与えることになる」と述べた。同大統領はまた、より人間的なグローバル化のための、不平等および貧困との闘いにおけるILOの役割をたたえ、ILOが「ブレトンウッズ機関によって始められたアプローチや政策の中で、開発の社会的な側面に十分な配慮が払われることを確保するために関与していくこと」を希望した。

アフリカ地域会議は、サミットの検討プログラムに対し、ILOの「ディーセント・ワーク・アジェンダ」に基づく統合的なアプローチを提案した。同アジェンダは、雇用および企業の創出、仕事に



F. ILO/M. Crozet

アビジャン：ロースリーの新しいベンチャービジネスは、小さなレストラン「マキ・デュ・ヴァル」。47人の従業員を雇い、1日に600食を提供している。手にしているのは、最初に営んだ質素な「カフェ」の写真。

(注) Working out of poverty:

Views from Africa (貧困から抜け出す手段：アフリカの見解)、第10回アフリカ地域会議(アディスアベバ・2003年12月)事務局長報告別冊。ISBN: 92-2-215191-7



F. ILO/M. Crozet

おける権利、基本的な社会的保護、社会対話などの、ILOの戦略目標に根ざしたものである。提案されたアプローチは、地元の市場、零細・小規模事業、協同組合を開発する必要性に対処する。アクションプランの中心は、パイロットプロジェクトにおける成功をもとに、以下の3つの基本分野となることが予定されている。

アフリカ人の大半が従事している農業

インフォーマル・セクターおよび、起業能力開発の必要性

非常に労働集約的な投資から、すでに多大な雇用が創出されている、大規模なインフラストラクチャー工事

女性と若年層の雇用の推進には、とくに重点が

置かれなければならない。これら2グループは人材として莫大な可能性を持っており、開発プロセスにおける彼らの役割を推進しなければならない。

会議の中で代表団たちはILOに対し、アフリカではHIV（エイズウイルス）/エイズとの闘いへの取り組みを最優先項目に入れてほしいと呼びかけた。そして以下のような方法で、使用者と労働者の取り組みを支援するように政府に呼びかける決議が承認された。それは、職場での行動を可能にする法および政策の枠組みをつくり、偏見による決めつけや差別が起こらないようにする対策を講じ、さらに幅広く、仕事の世界での戦略を含めた国家的エイズ対策計画を強化することなどである。

ムトンガニ：ラジアとその6人の子どもたちは、以前は1米ドルにもならない日給で砕石の仕事をしていた。今ではILOのプロジェクトにより、ディーセント・ワークを通じた収入が増えた。現在、彼らはキノコを栽培している。

仕事の世界を題材にしたILOの楽しいデジタル新教材

(World of Work 2003年9月発行第48号より)

教師が仕事の重要性や職場での労働者保護の必要性を生徒に教える際の補助教材として、ILOはユニークなオンラインのアドベンチャー・サイト3Plus-Uを開設した。生徒や教師はこのアドベンチャー・サイトで、仕事の世界がどのような影響を人々に及ぼしているかを学ぶという趣向となっている。3Plus-Uのウェブサイトは国連のサイバースクールバス・プロジェクトと提携しており、「仕事における基本的原則および権利に関する宣言」の啓蒙活動の一環として運営されている。

同サイトでは、トシ、カイア、イザベルの3人の案内役が登場し、物語やクイズ、挑戦や冒険を通じてILO宣言がどのように機能しているか説明される。また教師向けには、ILOロンドン事務所と教育インターナショナルがILOの取り組み他の労働関連の課題について開発したカリキュラム・

ガイドも提供している。

3Plus-Uへのアクセスは、国連のサイバースクールバス・サイト (<http://www.un.org/cyberschoolbus/index.asp>) へ。

詳しくは、ILO宣言推進国際重点計画 (E-mail: declaration@ilo.org <http://www.ilo.org/declaration>) へ。



F. ILO/Declaration

2004年国際女性の日

ILOの報告書最新版、「ガラスの天井」の根強い存在を指摘

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

ガラスの天井は突破できるだろうか？ この言葉が一般的に使われるようになって約20年、管理職トップへの昇進を阻む見えない障壁は、予想以上に根強いものようである。この問題に関する古典的なILOの研究の最新版は、経営トップに占める女性の割合が依然として低く、顕著な進歩もないことを明らかにした。

【ジュネーブ】ILOの2001年の報告書「ガラスの天井の突破：管理職女性^(注)」の内容を新しくした版が最近出されたが、その内容は、管理職や上位職をめざして奮闘している女性たちを落胆させるようなものだった。最新版によると、調査が行われた33カ国余りにおいて過去5年間に、経営トップを占める女性の数は1～5%増加したにすぎない。

ILOのリング・ワース男女平等局長は、「天井を破った一握りの女性たちがあちこちで新聞を賑わしているが、統計的に見ると、彼女たちは経営トップのほんの2、3%を代表しているにすぎない」と語る。

最新版の報告書によると、2001年以来、女性の雇用状況全般に大きな進展はみられない。専門職に占める女性の割合は、わずか0.7%しか増加していない。また管理職に占める女性の割合は就業者数全体における女性比率と比較して著しく低く、20～40%にとどまることが示されている。

政治においては、中央議会における女性議員の割合は、1999年から2003年の間に13%から15.2%に増えたものの依然として低い。しかしこの最新版報告書で、従来男性に占められていた外務、財務、防衛などの閣僚ポストにおける女性の数が近年増えていることが明らかになっている。

また報告書は、規則や慣習の持つ根深さも、女性政治家の増加を妨げる要因になっていると指摘する。

事実、あらゆる専門職において、女性は前進を

阻む壁に直面している。家庭の責任と仕事の両立という日々の課題を抱える女性は、男性ほどに仕事をするのができないのではないかと使用者は考えがちであり、女性たちはいまだに、仕事ができることを証明するために男性以上に努力するか、「男性の」仕事スタイルに順応しなければならない。さらに女性が直面する問題として、孤立しがちなこと、相談できるメンターやモデルとなる女性の先輩が少ないこと、性的いやがらせにあうこと、キャリア向上の決め手ともなるインフォーマルな人間関係から除外されがちなこと、などがあげられる。

しかし、悪い報告ばかりではない。最新版報告書によると、一部の使用者の態度に変化がみられるようになってきている。企業側は現在、家庭重視の方針、トレーニングへのアクセスの改善、メンター制度の強化などが女性スタッフの在職期間を延ばし、生産性を向上させようということを理解するようになってきている。また、政府ならびに組合は、母親たちが就労年数による権利、福利厚生、賃金獲得の可能性を確実に維持できるよう、雇用および福祉法制の改革を提唱している。

家族とキャリアの選択を迫られて、経営トップの仕事をあきらめる女性たちもいる。ワース局長は、「家庭での責任が、女性が昇進を受け入れるかどうかを決意する大きな要因になっている。仕事は必ずしも育児と両立できるようには組織されていない。また女性の中には、長時間労働、ストレス、トップ管理職に多くみられる攻撃性や権威主義などの影響にさらされたくないと望んでいる人たちもいる」と語る。最新版報告書は、若い女性たちが仕事と家庭生活の両立を模索しているケースも強調している。

最新版報告書は、今後の戦略として、女性の能力について従来言われてきたような事実と反することを明らかにすること、そして育児とキャリア

(注) *Breaking through the glass ceiling: Women in management. Update 2004* (ガラスの天井の突破：管理職女性 2004年改訂版) ILO、ジュネーブ。ISBN: 92-2-115523-4 または <http://www.ilo.org/gender> でも入手可能。

の両立を追求している女性たちの家庭で、男女ともに育児休暇を取得しても経済的に困窮しないような家族重視の方針を要求している。

ILOは、「女性の企業家精神および男女平等(WEDGE)」の活動を通じて、女性たちのビジネス・スキルと資源へのアクセスを改善することで、女性企業家の収入機会拡大のために努力している。この活動および女性のエンパワーメントやジェンダー平等の推進のための他のイニシアティブについての詳細は、ILO男女平等局ウェブサイト(<http://www.ilo.org/gender>)に掲載されている。



F. 監載不可

統計会議 新たな決議を採択、 ディーセント・ワークの測定を討議

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

80年間にわたり、ILOは統計基準の設定の最前線に立ってきた。2003年11月24日から12月3日まで開催された第17回国際労働統計家会議では、労働統計に関する2つの新しい決議が採択されるとともに、児童労働に関する統計、インフォーマル雇用、ジェンダーの主流化、ディーセント・ワーク測定上の課題が討議された。

【ジュネーブ】労働関係省庁、国家統計機関、労働者団体および使用者団体を代表する約90ヵ国からの300人以上の参加者が一堂に会し、2つの新しい決議とその他の指針について討議するとともに、将来のILO統計活動について提言を行った。

ファン・ソマビアILO事務局長は会議で次のように述べた。「統計は国民生活とILOの活動にとってきわめて重要である。統計は仕事の世界の現状を描きだし、政策作成の基盤を構築する。」

ソマビア事務局長は、ILOの統計家に対して2つの重要な課題を提起した。ILOの指針課題である「ディーセント・ワーク」の測定と、すべての国が適切で信頼できる労働統計を確実に収集できるようにするための能力開発の2つである。

会議のハイライト

第17回会議では2つの新しい決議が採択された。
消費者物価指数(CPI)：消費者物価指数に関する指針を更新するという決議は、世界中の労働者およびその家族の生活に影響するとみられる。消費者物価指数は、消費者向けの財およびサービスの価格の全体的な水準の変化、さらに、これらの価格が一定の生活水準を維持するための費用に及ぼす影響を測定する。これは、物価上昇の経済的測定値として、また、賃金、手当、給付、契約を調整するために、さらにほかの多くの目的に使用される。

家計収支統計(HIES)：これらの統計に関する新しい指針は、広い範囲の社会、経済、その他の問題の分析に役立ち、世帯および個人の経済的福祉の評価を含む多様な目的に使用される。これらの統計は、貧困および社会的排除の研究に対し、きわめて重要な情報を提供する。さらに、以下に関する新しい指針が承認された。インフォーマル経済における雇用：会議では、1993年に開かれた第15回国際労働統計家会議で

F 転載不可



採択されたインフォーマル・セクターにおける雇用の統計に関する決議を補足するために、インフォーマルな就業の統計上の定義とその構成要素に関する指針が承認された。

労働統計におけるジェンダーの主流化：第17回会議では、男女および少年少女の特定の関心事項とニーズに対応し、労働市場の機能に関する理解の向上を可能にするために、すべての労働統計においてジェンダーを主流化する必要性につき、明確な合意が得られた。会議では、この目的のために望ましい慣行に関するチェックリストが承認された。

ディーセント・ワーク

第17回会議では、ディーセント・ワークを測定する構想が支持され、全世界諸国のためにディーセント・ワーク指標を開発することが討議された。国をランクづけする目的でのディーセント・ワークの総合的指標については反対が出たが、開発段階の異なる国々との広範な協議と意見交換をもとにした、ディーセント・ワーク指標に関する包括的な報告書を、国際労働統計家会議次期会合とILO理事会に提出することが提案された。

第17回国際労働統計家会議では、児童労働に関する国際統計の正確な定義を含む、児童労働統計に関する決議草案を第18回会議で討議すべしとの提言も行われた。また、自営業に適用され、年間労働時間や労働時間編成を含む新しい問題をも包括する指針を作成するため、第9回会議で採択された労働時間統計に関する決議を修正すべしとの強い要望が出された。

さらに、国際標準職業分類（ISCO - 88）改訂の必要性、障害のある人たちの雇用状況、社会保障、社会対話に関する統計の問題も審議された。会議の出席者は、労働需要と労働需給バランス、労働力の不十分活用、国際労働力移動、職業訓練、賃金と就業関連所得に関する統計を含む、ILOの将来の統計業務に対するその他の提案についても討議を行った。会議では、ジェンダー問題は、労働統計に関する将来のILO業務のすべての局面において、中核的理念にするべきとの提言も行われた。加えて、ILOの労働統計システムを強化する方途として、ILOは各国へ技術支援を行う能力を強化すべきことも提言された。

会期中に開催された労働統計のための能力構築に関するILOとPARIS21の合同セミナーにおいては、国および国際レベルの関係者間すべての調整を向上し、複数の国においてデータの収集と分析のための資金を動員する必要性が強調された。



F 転載不可

サービス業における 職場内暴力に対処するILO新規準

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

(注) Code of Practice on Workplace Violence in Services Sectors and Measures to Combat this Phenomenon (サービス部門の職場内暴力とその対策に関する実施規準)。
<http://www.ilo.org/sector>で入手可能。

工業国および開発途上国において、何百万人も労働者が職場で暴力を受けるリスクに直面している。ILO理事会は最近、生産性とディーセント・ワークを守るために、サービス業における職場内暴力に関する新しい実施規準を採択した^(注)。

【ジュネーブ】この規準は、職場での暴力にどのような実践的な対応をしていくか、政府、使用者、労働者間でどのように対話、協議、交渉を促進するか、またどのように国内法、政策、行動計画を策定するか、についての指針を労働者と使用者に提供するものである。

この規準で重点が置かれているのは、ディーセント・ワーク、労働倫理、安全、相互尊重、寛容、機会平等、協力、サービスの質に基づいた建設的な職場文化の構築である。この規準によれば、政策が取り組むべきことは、職場内暴力の定義、職場内暴力への非難の表明、適正な苦情システムの提供である。

教育、訓練、コミュニケーションは政策の成功の鍵であるとみられている。暴力的な事件にはまた、効果的な介入と管理が必要とされている。この規準は政府、使用者、労働者およびそれぞれの組織に対して、職場内暴力を克服する戦略の実施

とこの問題への認識向上のために、具体的な役割と責任を与えている。

この規準は、2003年10月8～15日にジュネーブで開かれた、政府、使用者、労働者を代表する36人の専門家による三者構成会議で討議され、同年11月に理事会で最終的に承認された。ILOはこの規準を広く普及させ、世界中でこの規準が実践されるような行動を奨励する。

ILOの実施規準は、国内法規や許容されている基準と置き換えることを意図するものではなく、第一義的に防止策、保護策の基礎として利用されるよう作成されている。

インド、米国、ILOが 危険な児童労働反対で協力

(World of Work 2004年3月発行第50号より)

© ILO/M. Crozet



デリー郊外でのくず拾い

【ニューデリー】2004年2月にインド政府は、米国労働省および国際労働機関(ILO)の協力を得て、10の危険産業で働く約8万人の児童労働者を対象とした4,000万米ドルの計画を発表した。

「INDUS」と呼ばれるこの計画は、ILOが実施する国レベルの計画としては最大規模のものとなる。

「対象コミュニティの人的、社会的、物理的能力の向上による、危険な児童労働の防止と撤廃」をめざす同プログラムの共同発表式には、インドのサヒブ・シン・ヴァルマ労働大臣、米国のアーノルド・レヴィン労働次官代理、ILOのカリ・タピオラ総局長が出席した。

米国労働省とインド政府が同計画に半額ずつ出資し、ILOの児童労働撤廃国際計画(IPEC)が実施を担当する。

この事業は、花火、手巻きタバコ、履き物、錠前、マッチ、れんが、絹、ガラス製品などを製造する危険な産業で働く18歳未満の子どもをとくに

対象としている。政府の公式推計によると、インドには推定1,120万人の児童労働者がいるという。

1月にILOのファン・ソマビア事務局長との会合で、インド政府側は児童労働撤廃への確かな決意を示し、インド全国児童労働プロジェクトの対象範囲を100地区から250地区に拡大することを表明した。

「児童労働はなくてもすむものです」とソマビア事務局長は述べた。「簡単に解決できる問題ではないことはわかっています。しかし戦略を立てる場合、それは国の具体的な事情を反映し、政治的意思に支えられたものでなければなりません。私たちはやはり、親たちに仕事を、子どもたちに教育を、若い人たちに機会を、という目標を堅持し続けなければなりません。」



シヴァカシのマッチ工場での労働

© ILO/A. Kemka

ハイライト

ILO活動推進議員連盟

【5月26日】 総会開催。事務局長が大脇雅子議員から厚生労働副大臣森英介氏に交代しました。ここに、長年にわたる大脇先生のご尽力に感謝申し上げますとともに、新しく事務局長になられた森英介副大臣に、今後のご活躍を期待します。

顧問：堀内光雄、坂口力
会長：森山眞弓
副会長：甘利明、浜四津敏子

常任幹事：大野功統、長勢甚遠、
広中和歌子、木庭健太郎
事務局長：森英介

ILO駐日事務所の活動概況：2004年前半

「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」報告

【2月26日】世界委員会（ILO設置）の報告書「公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す」記者発表（於日本外国特派員協会）。日本から委員として参加した東芝会長の西室泰三氏が、人々の参加を確保する公正なグローバル化のあり方について、委員会討議の様態を含め、全体的な報告を行った。内外のジャーナリストを中心とする参加者からは、とくに日本企業の活動と

関連する多くの質問が寄せられた。

【7月1日】ILO世界委員会報告を軸にしたシンポジウム「共生型地球社会を求めて - 激動する世界における公正なグローバル化」開催（国連大学主催、ILO協力）。多数の専門家の参加を得て、公正なグローバル化についてのビジネス、労働側の見解とあわせ、国連機関の役割とグローバル・ガバナンスについての議論が行われた（総括については、コラム参照）。UNUウェブサイト（http://www.unu.edu/hq/japanese/1july04/july1_symposiumjpn.html）では、日英2カ国語でライブ・ブロードキャストがご覧いただけます。

出席者一覧（プログラム掲載順）：
長谷川真一厚生労働省大臣官房総括審議官、ハンス・ファン・ヒンケル国連大学学長、ロ

ルフ・ファン・デル・ホーベンILOグローバル化の社会的側面世界委員会事務局専門知識担当マネージャー、橋本俊詔京都大学教授、高橋一生国際基督教大学教授・国連大学客員教授、西室泰三グローバル化の社会的側面世界委員会委員・(株)東芝取締役会長、中嶋滋日本労働組合総連合会総合国際局長・ILO労働者側理事、横田洋三中央大学教授・国連大学学長特別顧問、内田孟男中央大学教授・国連大学客員教授、岩田喜美枝(株)資生堂取締役CSR部長



安全衛生

【4月28日】「仕事における安全と健康のための世界の日」にちなみ、日本でも「仕事における安全・健康文化」をテーマとするインターネット・フォーラムを開催（6月30日まで）。7月26日には、寄せられた好事例（とくにマネジメント・システムおよびメンタル・ヘルスについての先進的な事例）を紹介し、意見交換のためのILOフォー

7月1日のグローバル化シンポジウム：16の総括ポイント（UNUサイトより翻訳転載）

- 1 報告書「公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す」は、世界中のさまざまな利害関係者、専門家、市民間の対話の始まりである。
- 2 国内状況、公正なルールと政策、国連システムを含むグローバル・ガバナンスに関連するグローバル化現象の分析は、大筋において支持された。
- 3 世界委員会設立の背景、すなわち、ILOの歴史的任務、1995年のコペンハーゲン社会サミット、2000年のミレニアム・サミットを含む国連での議論が、グローバル化に関する諸問題が明らかにされた大きな流れを示している。2人の現職の大統領が共同議長を務めたことで、報告書は実用的な指向を持った。別々の枠組みの中でなされてきたグローバル化をめぐる議論が、世界委員会において共通のフォーラムを与えられ、そしてその成果は、今後さらに議論が重ねられていくであろう共通の地盤を、世界のコミュニティに与えた。
- 4 経済目標と社会目標を並行して追求することが重要であるとの共通認識が得られた。伝統的に二律背反と考えられてきたこれら2つの目標は、実際のところ相互補完的なものである。国内的には、2つを調和させようとする努力が制度化されてきたが、国際レベルでは2つの整合性を追求するいかなるメカニズムもない。
- 5 グローバル化の推進役と、それに対するグローバルな反応とを区別することが重要である。ビジネス、グローバル化促進のイニシアチブを取る世界中のさまざまなアクター、新技術、イデオロギーの終焉と各社会における基盤原理としての「競争」の受容は、グローバル化の推進役とみなされる。
- 6 プロセス全体として、グローバル化は、人権、公正、連帯、環境への配慮、公平性、そして多様性の尊重を含む普遍的価値を指向するものでなければならないことが指摘された。
- 7 企業は、株主だけでなく、複数の利害関係者のニーズを満たす公的な責任を担う公器である。日本企業の伝統は、この目的に有用なモデルを提供しうる。

ラムが開催された。

児童労働

【6月12日】「児童労働反対世界デー」キャンペーンの一環として、東京でもシンポジウム開催。テーマは「子ども家事使用人」。学生ボランティアによる創作劇上演、ILO・労働組合・NGO共同企画運営団体による活動報告、情報交流会などに約200名が参加した。関連して、5月20日より6月15日まで、国連ハウス内のUNギャラリーにおいて写真パネル展「児童労働にレッドカード」が開催され、約1,500人が訪れた。



人身売買

【6月23 - 24日】在日アメリカ大使館、ILO駐日事務所、アメリカNGO “ Vital Voices Global Partnership ” の共催で「アジアにおける人身売買と闘う戦略」会議開催。森山眞弓衆議院議員、堂本暎子千葉県知事、ベーカー駐日大使および谷内正太郎内閣官房

副長官補をはじめ、米国国務省、アジア各国からの専門家を含む100人を超える参加者が、活発な意見交換を行った。

企業の社会的責任（CSR）

【7月21日】ILOフォーラム「企業の社会的責任とディーセント・ワーク」開催。ILO雇用総局多国籍企業プログラム専門家キー・ポーン・キム氏より報告。コメンテーターは、創価大学経営学部教授栗山直樹氏。麗澤大学外国語学部教授梅田徹氏。

海事労働

【7月22日】ILO本部より産業別活動局長クレオパトラ・ドゥムピアヘンリー氏の来日にあわせ、ILO産業別活動の概況報告会を政労使を対象に開催。

関連ニュース

HIV/エイズ

【6月17日】世界エイズ・結核・マラリア対策基金の活動を支援する日本委員会発足（事務局は(財)日本国際交流センター）。会長は森喜朗前総理大臣。ILO関係者委員として立石信雄日本経済団体連合会国際労働委員会委員長、得本輝人(財)国際労働財団理事長、中嶋滋連合総会国際局長・ILO労働者側

理事、堀内光子ILO駐日代表・ジェンダー特別アドバイザーが加わっている。委員会は今後、世界基金に対する理解と協力を促進するための環境づくり、感染症の地球的危機と日本の国際的役割に対する意識喚起、日本と東アジア諸国との感染症分野での協力関係の促進を柱として活動を展開する予定。

2004年後半の予定

(詳細はILOウェブサイト参照)

- 【9月18日】労働者協同組合国際会議（ILO特別協力、シュウェットマンILO協同組合部長出席予定）
- 【10月1日】人身売買シンポジウム
- 【10月4日】国際労働問題シンポジウム「移民労働」（ILO駐日事務所、法政大学大原社会問題研究所共催）
- 【10月22日】国連デー・フォーラム（国連機関共催）
- 【11月20日 - 12月10日】写真パネル展「ILOの歴史と仕事における人権の歩み」（於UNギャラリー）

なお、12月には、ソマリアILO事務局長の訪日が予定されている。訪日とあわせて、公開フォーラムも開催予定。

- 8 大企業は、中小企業や海外の子会社に企業の社会的責任（CSR）を普及する特別な責任を負っている。
- 9 国際機関によって遂行される必要のある数多くの新たな活動が、報告書に賛意を表明した政府からの財政的支持を得られなかったという事実が指摘された。
- 10 グローバル化の強力な流れを止めることは不可能である。したがって、そのネガティブな影響を最小化させつつ、ポジティブなインパクトを強化する措置を考慮することが重要である。
- 11 報告書の副題が示している「機会」は誤解を招きやすいかもしれない。報告書の内容は、選択の機会というより、提案された措置の成果の重要性を強調している。
- 12 日本企業の経営レベルにおけるジェンダー平等は、企業の社会的責任（CSR）の重要な要素であると考えられる。

- 13 この報告書は、市民社会をテーマとするカルドーゾ報告を含め、近年出された他のレポートの内容も踏まえて、幅広い文脈の中で読まれるべきであることが指摘された。グローバル市民社会は、公正なグローバル化達成への重要な力を持ち、実際、もうひとつのグローバル化への動きを主導するかもしれない。
- 14 国連大学は、教育、健康、文化を含め、この報告書が取り扱った問題の枠を越え、広範にわたるグローバル化の社会的側面に関する問題に対して、整合性のある政策の連携を追求するグローバルな努力の中で、有用な役割を果たせるであろう。
- 15 今日のシンポジウムを通して、グローバル化の社会的側面の多様な様相に注目して、多くの利害関係者や専門家の間で対話を行うことが、非常に重要かつ有益であることが証明された。
- 16 すべての発表者と論評者、とりわけロルフ・ファン・デル・ホーベン氏の大いなる貢献により、グローバル化の社会的側面という難解な問題がよりよく理解されたということについて、我々は皆、同意見である。

ILO出版物（英語版）

社会正義を求めての組織化

Organizing for social justice



2004年刊 134pp. 2,000円

仕事における基本的原則および権利に関するILO宣言に基づく総合的な報告書（グローバル・レポート）。4つの分野について毎年1つずつ順番に作成される。2巡目に入った今年のグローバル・レポートは、結社の自由と団体交渉権の効果的な承認の問題を扱う。

ILOの条約は、軍隊と警察を除き、すべての労働者と使用者は団結権を有すると定める。本書はまず、民主的な発展の基礎としての結社の自由と団体交渉の重要な役割を解説し、結社の自由と団体交渉は、働くうえでの人権であり、生産性、調整措置、産業の平和を推進し、成長の利益の共有を確保し、健全な経済成長において重要な役割を演じると強調する。さらに関連条約（第87号と第98号）の批准状況、適用上の問題点、公務員、農業労働者、輸出加工区の労働者、移民労働者、家事労働者といったとくに組織化が阻まれている労働者の状況について詳述。前回のグローバル・レポートの審議を経て立案された技術協力計画の実施状況を報告し、今後4年間の活動を提案。労使団体を取り巻く最新の状況、ILOの活動をコンパクトにまとめた一冊。

グローバル経済における移民労働者の公正な処遇に向けて

Towards a fair deal for migrant workers in the global economy



第92回ILO総会（2004年）第6議題資料

2004年刊 210pp. 2,000円

加盟国からの国際労働力移動に関する調査回答を盛り込み、国際労働力移動の傾向とその影響、移民労働者の状況、法および慣行、人の移動や移民労働者の雇用を規制する体制・政策における経験といった最新の情報を記す。

ILO労働力移動調査2003年：国別概要

ILO migration survey 2003: Country summaries



2004年刊 437pp. 5,000円

日本を含む93カ国の移民数を含む人口データ、関連する法・規則・政策・管轄省庁、二国間・多国間協定、移民労働者の社会保護、非正規移民労働者正規化の手続き、海外で働く自国民を把握する手段、関連ウェブサイトといった詳細なデータを掲載。

子ども一人ひとりへの投資：児童労働撤廃の費用便益に関する経済研究

Investing in Every Child, An Economic Study of the Costs and Benefits of Eliminating Child Labour



2004年刊 133pp. 2,750円

児童労働を世界的に撤廃した場合の経済的な費用と便益を分析した報告書。児童労働撤廃の便益は費用の7倍近くに達すると報告する。

ブラジル、フィリピン、ネパールなど8カ国の詳細な国別データ、その他24カ国の世帯調査データ、それ以外の国の公表データからの試算をもとに、2001年から2020年までの20年間で児童労働を撤廃し、すべての子どもを就学させた場合の費用と便益を比較。児童労働の撤廃は、世代間投資であり、事業開始直後はほぼ確実に費用が収益を上回るものの、教育と保健面の改善効果が確立するとともに経済効果はプラスに転じ、2020年までには収益が費用をはるかに上回るとする。

条約勧告適用専門家委員会の原動力と影響力

The Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations: Its dynamic and impact



E. Gravel, C. Charbonneau-Jobin共著

2003年刊 100pp. 1,500円

ILO条約を批准した国は、その適用状況を定期的に報告することが求められる。それは、現在20名のハイレベル法律専門家から構成される国際的な委員会によって検討され、この委員会の報告書がILO総会に討議資料として提出される。

本書の内容は、この条約勧告適用専門家委員会の影響力の一端を推し量るものとなっている。基本条約と総称される結社の自由と団体交渉権、強制労働、児童労働、雇用・職業上の差別にかかわる8条約に関し、委員会の見解がどのように批准国に影響を与えたか、その進展状況をまとめた（1977年に類書が出ているため、対象は最近25年間に限定）。委員会の見解に対応し、スト権の行使に対する制約が除去されたケース、国民の灌漑工事への参加義務が廃止されたケース、間接差別の禁止が法定されたケース、就労の最低年齢が引き上げられたケースなど、さまざまな進展が記録されている。

健康な出産：働きながら安全な妊娠生活を送るための手引き

Healthy Beginnings: Guidance on Safe Maternity at Work



J. Paul著

2004年刊 108pp. 2,000円

妊娠・出産に悪影響を及ぼす危険が存在する職場で働く女性が、安全な妊娠期間をすごし、無事に出産するための手引き書。

女性と胎児を妊娠期間中に保

護するための職場の健康保護に関するILO基準、妊娠期間前後の変化が働く女性にどのような変化を及ぼすか、職場に共通して存在する出産に関するリスクの情報、労使、その他の関係者がリスクと危険な影響を避けるためにできること、職場のベスト・プラクティスの具体例などを紹介。妊娠した女性の体が遭遇するリスクの説明、主要セクターごとのリスクの種類など、母性保護の参考となる情報をわかりやすく解説。感染リスク、化学物質リスク、肉体的リスク、労働条件、職場の安全・衛生面におけるリスクなどを特定するためのチェックリスト付。

グローバルな船員：グローバル化された産業での生活・労働の条件

The Global Seafarer: Living and working conditions in a globalized industry



2004年刊 208pp. 3,000円

グローバル化が海運業と船員の生活にもたらす影響について体系的に論じる。グローバル化の中で船員の労働市場は急速に変化しつつあり、募集採用慣行、労働組合と団体交渉、船員の訓練、資格認定とその不正などが問題となっている現状を紹介。賃金、契約、任務当番についての調査、さらに船員の安全衛生も詳細に検討する。

オートメーション化されたエンジン室とグローバルな海洋遭難・安全システムなどの技術革新、船舶登録の国際化、船員の多国籍化、さらには船員の削減、船舶マネジメント企業の増加などが、船員の生活と労働条件に大きな影響を与えており、本書は規制とその執行も視野に入れ、現在と将来発生する可能性のある問題を掘り下げる。

SIRC（英国カーディフ大学社会科学部船員国際調査センター）の研究者19名の共著。

サービス部門の職場内暴力とこの現象をなくす措置：ILO行動規範

Workplace violence in services sectors and measures to combat this phenomenon: ILO code of practice



2004年刊 30pp. 2,000円

職場内暴力について最近出されたある文献は、職場内暴力の被害者は2002年に米国で200万人余り、英国では成人就業者の1.7%（35万7,000人）に達すると記す。ILOは2003年、政労使三者構成の専門家会議を開き、暴力にさらされることが多いサービス部門を対象に、職場内暴力に対する実践的な対応の開発や、政府・使用者・労働者間の対話・協議・交渉の推進、そして国内法・政策・行動計画の立案のための一般的な手引きとなることをめざした行動規範を採択した。

「関連書」
「Violence at work（職場内暴力第2版・2000年・2,500円）」職場内暴力の問題と取り組み状況を概説。
「Preventing and responding to violence at work（仕事の場における暴力の予防と対策・2003年・2,500円）」職場内暴力の具体的な予防・対応策を各種紹介。

「Alcohol and drug problems at work: The shift to prevention (職場における薬物・アルコール問題：予防への転換・2003年・1,500円)」職場における薬物・アルコール問題に対する企業の取り組みを紹介。

小企業のための政策：よい仕事が生まれる正しい環境をつくる

Policies for small enterprises: Creating the right environment for good jobs



G. Reinecke, S. White共著
2004年刊194pp. 3,500円

マイクロ企業・小企業(MSE)の育成は、雇用創出と貧困削減にきわめて重要な役割を果たす。多くの開発途上国政府がMSEを支援する努力を行ってきたが、MSEで働く何百万人もの人々は、低賃金で社会保護がほとんど得られず、危険な労働条件にさらされているのが実情。これは、MSEの育成と仕事の質の向上に資するはずの政策・規制環境が、実際には歪みを生じさせ、MSEの成長を頭打ちにしていることが原因である。

本書はMSEを育成するイニシアチブを見据えながら、MSEがうまく機能するために必要な政策と規制環境全般を分析する。7カ国(チリ、ギニア、パキスタン、ペルー、南アフリカ、タンザニア、ベトナム)を対象にした調査研究の成果に基づき、各国の事業関連法、税制、労働法規制、貿易・金融政策を検討し、MSEへの直接・間接の影響を評価する。ただ多くの仕事をつくれればよいという以上に、より質のよい仕事を多くつくりだそうとするのが本書のアプローチであり、本書が掲載した成果は、研究対象である7カ国のみならず他の国にも適用できる可能性があり、注目に値する。

IILSの本

グローバル化と仕事の未来

New forms and meanings of work in an increasingly globalized world



R. Dore著
2004年刊 73pp. 1,500円

2003年12月に東京大学との共催で開催されたノーベル平和賞社会政策シンポジウム「グローバル化と仕事の未来」で、ロナルド・ドーア教授が行った以下の4つのレクチャー録。(1) 21世紀型労働の苦しみと喜び(2) 労働市場の柔軟性：その意味するもの(3) 社会変化の行方(4) グローバル市場と各国固有の雇用システム。

ILO出版物の日本語版

近刊書

公正なグローバル化：すべての人々に機会を創り出す

A Fair Globalization: Creating Opportunities for All
World Commission on the Social Dimension of Globalization



日本語 2004年9月下旬発行
予定 3,000円
英語 2004年刊 168pp.
4,500円

ILOは2002年2月、学識者、政財界・労働界・市民社会の代表者、社会・経済問題専門家など26名からなる「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」を設立。グローバル化にまつわる議論を対立から対話へと方向づけ、経済、社会、環境における目的を組み合わせる革新的で持続可能な方法を模索し、グローバル化の恩恵がより多くの人々に届くような方途を検討し提言をまとめた。

報告書は大きく4部からなる。第1部では、人々に資するグローバル化のビジョンを提示し、第2部ではグローバル化への地域ごとの視点とグローバル化の本質と影響について、第3部ではグローバル化のガバナンスのための国内機構の強化と国際的なガバナンスの改革について、第4部では、変化を起こす行動を動員する方法について述べている。

また資料1では、国内のガバナンスと国際的なガバナンス(公正なルール、国際政策の改善、制度の説明責任の向上、変化のための行動の動員など多岐にわたる)についての提言内容が簡潔にまとめられている。

今こそ職場に平等を

Time for Equality at Work



日本語 2004年10月上旬発行
予定 1,000円
英語 2003年刊 136pp.
2,000円

2003年度のグローバル・レポート。雇用および職業における差別の排除の問題を扱い、職場における差別を排除することの利点が、個人だけでなく経済・社会全般に及ぶと主張する。また、雇用や職業における差別の排除をめざす政策や実際的な対策について、最新情報を紹介する。

好評発売中

ディーセント・ワークの達成に向けて：地球的な課題

Reducing the decent work deficit: A global challenge



日本語 2001年刊 66pp.
1,500円

人々の生活を支える安定した仕事の実現のためには、経済政策と社会政策の統合的アプローチが重要。グローバル経済の中で、開発戦略の一環としてディーセント・ワークをめざすという意欲的な課題の実現に向けて、何が必要かを提言する。

ディーセント・ワークとインフォーマル経済

Decent Work and the Informal Economy



日本語 2003年刊 133pp.
500円

グローバル化の中で急速に拡大しつつあるインフォーマル経済。そこで働く人々は社会保護や、労働にかかわる権利や代表権も保障されていない。社会的に認知され、保護されたディーセント・ワークを実現するための戦略を提案する。

人の心に耐え難い行為：子どもの人身売買をなくすための行動

Unbearable to the Human Heart: Child trafficking and action to eliminate it



日本語 2002年刊 108pp.
1,000円

子どもの人身売買をなくすためには、情報、経験、知識の共有が重要である。本書では、子どもの人身売買について世界で知られている主要事項をまとめるとともに、問題解決に向けて成果をあげた実例を報告する。

HIV/エイズと働く世界：ILO行動規範

HIV/AIDS and the world of work: ILO code of practice



日本語 2004年刊 54pp.
1,000円

職場におけるHIV/エイズの問題について、働く人の尊厳を尊重した効果的で適切な職場の規則、国の政策を策定するうえで、貴重な指針を示す。

お問合せ・ご注文はILO駐日事務所まで
Tel:03-5467-2701 Fax:03-5467-2700

ILOの出版物を数多く紹介した「ILO出版物カタログ2004」無料配布中です。ご希望の方はILO駐日事務所まで。

僕は労働者じゃない



僕は子どもだ

今現在、2億4,600万人の子どもたちが児童労働によってより良い未来を奪われている。

この現状を変えなくてはならない。

「仕事における基本的原則及び権利に関する宣言」
のもと、世界の国々は国際労働機関（ILO）と力を合わせ、
児童労働を廃絶し、一人ひとりの子どもが潜在力を
発揮できるよう活動している。

児童労働を廃絶し、世界の未来を変えよう



国際労働機関

<http://www.ilo.org/declaration>